

「島根総合発展計画」の施策目的の達成に向けた進行状況と今後の取組みの方向性

・総合的な評価：「A」順調に進んでいる 「B」概ね順調に進んでいる 「C」あまり順調に進んでいない

・成果参考指標：目標値のうち2段書きになっている数字については、次のとおり
 ・上段は、再設定した取組目標値
 ・下段の括弧内数字は、総合発展計画第3次実施計画の目標値

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標				幹事部局	
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度			31年度
							目標値	実績値		目標値
I-1-1 企業の競争力強化	特徴ある県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーションを促進することにより、企業の競争力を高め、収益力を向上することを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の従業員1人当たり年間付加価値額（工業統計）は、平成28年度が989万円で、平成26年度に比べ9%増えており、全国の4%を上回る伸び率となっている。 ・好景気による受注増の一方で、製造業に従事する人材不足の深刻化により、企業には強い繁忙感がある。また、全体的に売上げに対する付加価値総額の割合が低下しており、生産性向上に向けた取組みへの転換期にある。 ・しまね産業振興財団の経営相談や専門家派遣などにより県内製造業の販路拡大、技術高度化、現場改善などを支援し、支援対象企業の件数は増えてきている。今後、より支援企業の経営力の強化につなげるための伴走型支援など、戦略的な支援を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営環境の変化に対応した経営・技術・販売力強化に向けた総合的な支援や、新分野参入、企業連携、IoT等を利用した生産性向上などの新たな取組みに対する支援を拡充する。 ・地域未来投資法に基づく「島根県未来投資基本計画(成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア)を策定する「地域経済牽引企業」の認定を促す。また、「地域経済牽引企業」及び「牽引企業と連携し牽引事業計画を推進する企業」が行う設備投資などに対する支援を継続して実施する。 ・グローバル化への対応として、県内企業の海外展開の検討から、計画策定、進出、進出後の事業運営に至るまでサポートし、ASEAN進出企業に対しては、タイのビジネスサポート・オフィスにより経営上の課題解決に向け対応する。また、JETROや現地コーディネーターなどの活用により、海外の最新情報やバイヤーなどのニーズ把握に努めるとともに、県内の貿易支援機関の体制強化を図る。 ・特殊鋼、鋳物などの集積産業の基盤強化のため、成長分野への参入や人材確保・育成、企業連携(他のクラスターの連携模索等)、設備投資、情報発信などを産学官及び外部専門家が連携して継続的に支援する。 	製造業に対する競争力強化施策による従業員の増加数(4年間の累計)	人	250	249	500	商工労働部
					製造業の従業員1人当たり年間付加価値額	万円	930	H31.9公表	950	
I-1-2 新産業・新事業の創出	産学官連携や異業種・異分野連携により、島根発のオンリーワンの技術・製品・サービス等の創出や新たなビジネスの担い手となる起業家の育成を行い、県内企業の新事業展開を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・先端技術イノベーションプロジェクトは、平成25～29年度の計画期間において、成果指標とする製造品出荷額(目標67億円→実績48億円)、新規雇用者数(目標240人→実績198人)など目標は達しなかったものの、企業体質の変革や研究開発部門の創設など一定の成果を達成できた。 ・島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業は、平成27～29年度の3年間で計22件のモデル事業が採択され、県内事業者の「健康」をキーワードとした事業化志向は高いが、事業化につながったのは2件と少なく、市場ニーズを捉えた戦略とロードマップづくりが必要である。 ・産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数は、平成28年度に比べ12%増加した。この創業支援を行うための事業計画を策定した市町も増加しているが、開業率が廃業率を下回っていることから、更なる支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までの第1期プロジェクトの成果として、技術革新や企業体質の変革が現れ始めているので、その流れを一層加速するため、平成30年度からの第2期プロジェクトでは、これまで取り組んだ研究テーマを発展させた研究開発等の9つのテーマに取り組み、雇用及び製造品出荷額の増を目指す。 ・島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金において、市場調査や医学的検証を行うための可能性検証枠を設け、また、専門家による伴走型支援を実施し、計画段階から事業化に向けた助言等を行う。 ・技術コーディネーターや技術相談などを通じて、高等教育機関における技術シーズの育成や県内企業との共同研究開発を支援することで、技術シーズの事業化に繋げる。 ・地域特性を活かした市場創出型ビジネス(インバウンドビジネスなど)の創出を促すため、マーケティング調査など事業化に向けた取組みへの支援を強化する。さらに、ここで得たノウハウをそれぞれの地域の支援機関で共有、連携し推進体制の充実強化を図る。 	産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数(累計)	件	18	22	30	商工労働部
					産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数	人	240	276	300	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-1-3 ソフト系IT 産業の振興	多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、IT技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、県内のソフト系IT産業の技術開発力・競争力の強化、ビジネス拡大を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県内IT企業における都市圏での受注獲得が好調であり、事業拡大や県内への企業進出によって、ソフト系IT産業の技術者数、売上高とも増加傾向で推移している。 ・首都圏などでの即戦力IT人材確保の取組みにより、ソフト系IT産業の技術者数は、平成28年度に比べ4%増となったが、今後、全国的な技術者不足の状況の中で、人材確保は厳しさを増すと見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者に向け、AI・IoTを活かしたビジネスを創出するきっかけとするため、普及啓発セミナーを定期的に開催する。 ・他機関（研究機関、コミュニティ）とも連携して、高度な技術講習会を開催し、データサイエンティストを育成する。 ・IT企業が他産業の状況、課題を理解し、且つ関係を構築できる異業種交流会を開催する。 ・異業種から現場課題に関する相談を受け、県内IT企業に紹介する財団・県の窓口機能を強化する。 ・IT産業の業態に応じ、次の段階にステップアップするための細やかな支援を展開する。例えば、より上流工程(元請けに近づく)のビジネス獲得を目指し技術力向上や業務ノウハウの蓄積の支援を行う。自社商品の開発・販路拡大や、他産業と連携し新たなサービス開発を促す支援を強化する。 ・しまねソフト研究開発センターが取り組む先駆的研究（機械学習・AI、IoT）の成果を県内企業に技術移転し、事業化を支援する。 	ソフト系IT産業の技術者数	人	1,400	1,441	1,550	商工労働部
					ソフト系IT産業の年間売上高	億円	254	231	280	
					UIターン支援により確保した技術者数（4年間の累計）	人	40	37	80	
I-1-4 企業立地の推進	県外からの新規立地や県内企業の再投資を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の場の創出を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地による新規雇用者計画数は、目標を達成することが出来なかったが、平成28年度の314人に比べ、平成29年度は589人と増えており、平成30年度においても既に176人の認定を行っている。 ・このうち中山間地域等においては、平成28年度に141人、平成29年度には119人であったが、平成30年度は既に昨年度を上回る128人の認定を行っている。 ・今後も堅調な推移が見込まれるが、全国的に人材確保が厳しくなる中で、他県との誘致競争も引き続き厳しい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の投資状況やその傾向を把握し、加えて、他県の優遇制度との比較を行いながら、必要に応じて助成制度の見直しを検討する。 ・強化した誘致体制（企業誘致専門員の増員）での活動の検証を適宜行い、助成制度等の情報提供が効果的に行われるよう取組みを進める。 ・人材確保については、今年度から実施する支援事業を活用し、立地計画に伴う採用が円滑に進むよう取り組む。 ・企業の再投資や県内での取引拡大による産業の高度化が図られるよう、立地後のきめ細かなフォローアップ活動のさらなる充実を図る。 ・人材確保やインフラ整備など、企業のニーズにきめ細やかに対応するため、市町村や関係機関との連携を強化する。 	企業立地による新規雇用者計画数（4年間の累計）	人	1,080	903	2,160	商工労働部
					上記のうち中山間地域・離島（4年間の累計）	人	440	260	880	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。	B	<p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根米の食味・品質の向上により、主食用米の契約的取引率が90%まで伸びた。 特別栽培農産物である「つや姫」の作付面積は、19%増の1,121haで増加傾向にあるが、需要に比べるとまだ不足している。 和牛子牛年間生産頭数は2年連続増加で目標を達成したが、価格や枝肉成績が全国平均に達していない。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林所有者の伐採意欲の高まりや林業事業者の原木増産体制整備により、原木年間生産量は15%増となったが、県産原木自給率は目標にはわずかに届かなかった。 きのこの生産量はほぼ横ばいだが、菌床しいたけの生産は、増加傾向である。また、新たに開発したオリジナルきのこ1品種（エノキタケ）については、今後、商品化を進める。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業年間生産額は前年よりも増えたものの目標にはわずかに届かなかった。 シジミの生産量は171t減少したものの、4年連続全国1位となった。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業化の取組みで4件の新規事業者が設立されたことにより、新規雇用者数が大幅に増加した。 美味しまね認証の認証件数(品目数)は、79件で192.6%増加したが、消費者等への認知度はまだ低い。 ほ場整備などの生産基盤整備を計画的に実施した。 	<p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需者からの需要に応じた米づくりを進めることで、複数年契約など事前契約内容の充実を図る。 米にこだわらず、より収益が見込める園芸作物などへの転換によって生産力の向上に取り組む。 生産力と販売力を兼ね備えた、地域の農家との連携によって新たな園芸産地を形成できるような経営体の誘致を進める。 全国的な労働力不足の中、地域を牽引する中心的な経営体への労働力供給のしくみづくりとICT技術等の活用による労働力の補完を進める。 次世代種雄牛造成のスピードアップを図り、更なる繁殖雌牛の増頭による基盤強化と第12回全共対策を含めたブランド力の強化を図る。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き森林所有者の伐採意欲の喚起を行うとともに、林業事業者の生産コストの縮減対策や事業者の確保対策を強化する。 製材用原木の需要を確保するため、製材工場の設備改修を支援する。 きのこの菌床施設の更新、栽培ハウスの増設などを引き続き支援し、生産コストの低減と規模拡大に対応できるよう雇用の確保に努める。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁船リース事業を活用し、高齢船の高性能漁船への更新を進めることで、生産性の向上を図る。 幼少期から魚に慣れることで、魚食普及を拡大させるため学校給食を活用した取組みを継続する。 シジミの資源予測に基づいた漁獲管理のしくみを検討する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度、美味しまね認証のブラッシュアップを行い、より高度なGAP認証へ誘導し、県産品の市場競争力を高める。 美味しまね認証を中心としたGAPのPR（生産者向け、消費者向け）を強化する。 6次産業化が農林漁業者の生産拡大、販路拡大、所得向上につながるよう食品事業者等とのマッチングを進める。 	主食用米の契約的取引率	%	85 (65)	90	92 (65)	農林水産部
					主要園芸品目の契約的取引率	%	26.0	23.1	30.0	
					有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	ha	3,100	2,435	3,780	
					和牛子牛年間生産頭数	頭	6,831	6,895	7,000	
					生乳年間生産量（暦年）	万t	6.7	6.6	6.9	
					県産原木自給率（暦年）	%	41.0	40.3	44.0	
					原木年間生産量（暦年）	万m ³	56.0	60.8	64.0	
					苗木年間生産量	万本	138	100.4	170	
					木質バイオマス発電に関連する雇用者数	人	100	105	100	
					漁業年間生産額（暦年）	億円	226.4	223.1	234.0	
					多様な事業者が連携した6次産業化に取り組む事業者数（4年間の累計）	事業者	70	48	139	
					多様な事業者が連携した6次産業化の取組みによる新規雇用者数（4年間の累計）	人	42	127	169 (84)	
					美味しまね認証取得経営体数	経営体		270	470	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-2-2 県産品の販路 開拓・拡大の 支援	消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、生産者や製造事業者の多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県外小売店等と継続的に取引を行っている事業者の定番商品の取扱いの増加などもあり、県産品の県外での取扱額が増加している。 ・一方、県外への販路拡大の意欲はあるものの営業力や商品開発力などの不足により、取り組むことが難しい事業者もあることから人材の育成を支援している。 ・にほんばし島根館は、耐震改修による5か月間の休館により販売額は減少したが、再オープン後、来館者数、売り上げとも通年ペースに戻っており、首都圏消費者に対する情報発信拠点として堅調に機能している。 ・農産品の輸出は、相手国側の規制などにより減額となったが、加工食品は日本酒や茶を中心に取扱額が増加している。 ・学校給食における県産品の使用割合は、天候不順による農産物の価格高騰などの影響により目標値をやや下回った。 ・県外への年間木材製品出荷量は、目標を上回った。 	<p>【県産品の販路拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品製造業の経営基盤を強化することで、原材料供給による第1次産業から県外販路確保まで多くの関連産業の成長を牽引し、全県的な雇用の増加を図る。 ・県内農林水産品の活用等を通して付加価値の高い商品づくりを促進し、販路を拓くことで利益を確保し経営基盤向上を目指す。 <p>【食品産業の総合支援、地産地消の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品産業をプロセスに応じて支援し、個々企業の競争力を高める取組みを行う。 ・地産地消を推進するために、食のポータルサイトの充実を図り情報発信を強化する一方で、事業者の所得向上につながる取組みを強化していく。 ・直売所の品揃え充実などによる魅力ある店づくり、生産者などと給食施設が一体となった組織体制づくり、観光客などに評価される地元ならではの魅力あるレシピ作りやメニュー提供を行う取組みを支援する。 <p>【貿易】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産品の輸出について、J Aの主体的な取組みを支援する。 ・食品の輸出について対象国や品目ごとに規制対応などの情報提供を行い、新たな販路・市場の開拓の取組みを支援する。 <p>【県産材の利用拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産木材については、製材工場間の連携促進や施設の機能強化を支援することにより、製品の高品質化、高付加価値化を促進し、より競争力を強化する。 ・県外出荷拡大のため、展示・商談会への出展により大消費地の実需者とのマッチングを支援する。 	しまね県産品販売パートナー店における県産品年間販売額	百万円	1,395.0	1,468.8	1,530	商工労働部
					にほんばし島根館の年間販売額	百万円	430 (385)	321	430 (385)	
					県内企業の貿易実績企業数	事業所	190	193	200	
					学校給食における県産品の使用割合	%	60.8	56.5	63.0	
					県外への年間木材製品出荷量(暦年)	千m ³	14.0	15.2	16.2 (15.0)	
I-2-3 農林水産業の 担い手の育 成・確保	新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野において様々な取組みによって、目標としている新規就業者数を概ね確保した。 <p>【農畜産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農前相談から就農後のフォローアップまできめ細かな支援によって163人の新規就業者を確保したが、その内、自営就農は約1/4の40人とどまった。 ・集落営農組織の法人化と広域化に取り組み、新たに集落営農法人が12法人、複数の集落営農組織等が連携する広域連携組織が2組織増加した。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力確保支援センターと連携し、就業希望者と事業体のマッチングに取り組み、70人の新規就業者を確保し、就業者数の目標を達成した。 <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者は44人確保したが、雇用型が多く、高齢化が著しい沿岸自営漁業を目指す者が少ない。 ・漁業就業者フェアなどで就業希望者のニーズを踏まえ、新たな研修制度を構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、新規就業者数は各分野ともに高水準を維持しており、就業前相談から就業後フォローアップまでの総合的な取組みは引き続き進める。 <p>【農畜産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用就農から自営就農に移行する仕組みづくりなど、自営就農者を育成する機能強化を検討する。 ・新規自営就農希望者の初期投資に係る負担軽減策を具体的に検討する。 ・新規就農者の確保は他県との競争が激化しており、就農希望者からニーズの多い園芸品目や、半農半X、有機農業などの具体的な営農情報に加え、子育て環境などの生活情報をパッケージで提供する。 ・基盤整備と連動した耕作条件の改善によって、担い手への農地集積を進める。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度創設した「島根林業魅力向上プログラム制度」や「しまね林業士資格制度」を活用し、各林業事業者が自発的に労働条件の改善、経営方針の明確化、職場の魅力向上などに努めるよう促し、新規就業者の確保、定着につなげていく。 <p>【水産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から始めた定置網漁業の経営体等に勤めて一定程度の収入を得ながら、一方で自営漁業の技術習得の研修を受け、早期に自立できる自営漁業者を育成する事業を十分に活用して、漁村に定着して漁業に従事する就業者を増やす。 	農林水産業新規就業者数(4年間の累計)	人	560	556	1,120	農林水産部
					農業法人数(累計)	法人	450	459	500	
					林業就業者数(暦年)	人	942	943	1,000	
					年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数(暦年)	人	242	248	250	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・松江城国宝指定効果の平穏化やアクセスの大規模改修などの影響により、観光入込客延べ数や宿泊客延べ数、観光消費額が減少しており、地域資源を活かした様々な観光素材づくりをさらに進める必要がある。 ・山陰コースの人气が特に高い「トワイライトエクスプレス瑞風」に加えて、7月からは観光列車「あめつち」の運行もスタートするなど、山陰旅行の新たな形の提案を行う好機となっている。 ・県外観光客の「観光満足度」や「是非また来たい」という「再訪意向」が前年より上昇（県調査）するなど、観光客に満足いただける観光地づくりが進みつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な観光地づくりに向け、これまでの取組みを継続しつつ、観光動向の把握・分析を行い、より効果的な取組みを実施する。 ・地域が主体となった観光地づくりを更に進め、観光客に島根ならではの魅力を体感し満足してもらうため、市町村や観光協会、観光事業者などが実施する商品づくりや観光地づくりへの支援を強化する。 ・石見地域への観光入込客の増加に向け、石見空港などを活用した観光誘客、出雲地域を含めた東西の広域周遊対策、石見神楽や温泉・食・海などを活かした魅力づくりを推進する。 ・隠岐地域への観光入込客の増加に向け、特定有人国境離島交付金を活用して、滞在型観光促進に向けた取組を展開する。 ・地域創生人材育成事業を活用し、観光産業の人材不足への対応、次世代を担う人材育成を行う。 	観光入込客年間延べ数（暦年）	千人	33,690	32,303	34,000	商工労働部
					宿泊客年間延べ数（暦年）	千人	3,730	3,683	3,780 (3,750)	
					年間観光消費額（暦年）	億円	1,417.6	1,349.0	1,450	
					観光満足度（暦年）	%	63.3	63.2	70.0	
					石見神楽定期公演鑑賞者数	万人	1.9	1.8	2.0	
					隠岐入島者数	万人	13.4	12.5	14.0	
I-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、認知度の向上を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド総合研究所による「魅力度ランキング」は、平成28年度と同じく27位であったが、「観光意欲度ランキング」は、26位から23位に上昇した。 ・「島根県への来訪意向割合」（県調査）は平成28年度の11%から2.5ポイント増加し、平成25年度の調査開始以来の最高値であった。 ・地域資源を活かした誘客効果が現れつつあるが、情報の入手媒体が多様化する中で、引き続き情報発信の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タレントの起用などにより「ご縁の国」のイメージや島根の認知度を向上させる一方で、旅行の動機付けとなる「本物」の観光素材、島根の歴史、伝統文化、食など具体的な魅力の発信を強化し、来訪意欲などを更に向上させることで全県への観光誘客を推進する。 ・素材ごとに、ターゲットの選別・広報手段・媒体の選択などを行い、効果的な情報発信を行う。 	都道府県魅力度ランキング	位	30	27	20	商工労働部
					島根県への来訪意向割合	%	13.0	13.5	15.0	
I-3-3 外国人観光客誘客の強化	アジア地域や欧米地域を対象に、訴求力の高いプロモーションや情報発信、受入環境整備などを実施することにより、今後、増加が見込まれる外国人観光客の誘客を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人宿泊延べ客は毎年増加し、目標を達成しているが、国の調査では全国47位であった。 ・平成28年4月に鳥取県などと山陰インバウンド機構を設立し、海外に向けたプロモーション活動などを積極的に展開しているが、宿泊客全体に占める外国人宿泊客の割合は、2%程度（全国平均：約15%）にとどまっております。 ・外国人観光客誘致対策のさらなる強化が必要である。 ・消費税免税店舗数は毎年増加しており、平成29年度も対前年約10%増となったが、目標をわずかに下回った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等により国内観光マーケットが縮小傾向にある中、山陰インバウンド機構等と引き続き連携し、外国人誘客対策を一層強化する。 ・対象とする市場の特性やニーズに合わせた旅行商品造成支援のほか、ウェブサイトやSNSなどを通じて効果的な情報を発信する。 ・Wi-Fiスポットの整備、キャッシュレス化対応、外国人向けコンテンツの掘り起こしなどにより、外国人の受入環境を更に整備する。 ・周遊パスなどを活用し、隣県等の各ゲートウェイからの誘客を促進する。 ・将来的な海外定期便就航などを視野に、地域振興部と連携し、県内空港への連続チャーター便誘致活動を強化する。 	主要観光施設の外国人利用者数（暦年）	万人	12.6	15.8	16	商工労働部
					外国人宿泊客延べ数（暦年）	万人	6.0	6.8	11 (8)	
					消費税免税店舗数	店舗	72	71	100	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-4-1 経営革新及び 経営基盤の強 化への支援	中小企業・小規模企業への経営相 談や事業資金の融資を行うととも に、新商品開発・販路開拓などの取 組みを促進することにより、中小企 業・小規模企業の経営革新及び経営 基盤の強化を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談対応件数は目標値を上回っており、経営革新計画の承認もほぼ目標どりの実績となっているが、売上の改善や収益の向上には短期的にはつながらないものが多く、今後も経営状況などを継続的に把握しながらの支援が必要である。 ・小売店などの店舗整備件数は過去3年間平均では目標を上回り、開業を促進する一定の効果が出ているものの、県内全域では商店数が減少、中山間地域の買い物不便や地元店離れが進んでいる。 ・後継者確保のための雇用就業者資金貸付制度により後継者確保につながる雇用は生まれているが、販売額は減少しており、販路開拓・拡大につながる支援が必要である。 ・建設産業の異分野事業進出は、事業者に進出意欲はあるものの、事業計画が曖昧・収支見通し不十分等の理由により、見送り事案が複数発生している。事業進出の計画段階で、収支見通しや雇用確保も含め、明確かつ具体的な事業計画の策定を支援する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の状況変化を的確に把握するとともに、各企業の課題に対応した専門家派遣、経営革新計画の策定支援とその実行支援、資金需要に応じた制度融資の見直しを行う。 ・商工団体の経営指導員などについては、指導員研修や専門家派遣への同行、OJTなどにより、資質向上に引き続き取り組む。 ・地域資源を生かした新商品などに取り組む企業や経営革新計画を承認した企業に対して、テーマに応じた専門家派遣や商工団体などの支援機関を中心に、きめ細かなフォローアップを継続する。また、新規案件の掘り起こしのため、企業情報の収集、計画作成支援を継続して実施する。平成30年度からの新規事業の実施状況などを踏まえて、支援内容の見直しなどを行う。 ・伝統工芸品の販路拡大のための展示商談会への出展や後継者育成のための支援を行う。 ・建設産業の異分野事業進出を支援する専任コーディネーター2名により、従来以上に事業計画策定支援に重点を置いた事前指導を行う。また、建設産業団体等を通じて引き続き制度周知に努め、建設業者の巡回活動や異業種交流事業などを通じ、一層の潜在需要発掘に努める。 	経営革新計画の年間承認件数	件	50	48	50	商工労働部
					商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	38,500	43,097	38,500	
					島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	万円	6,500 (6,000)	4,694.4	6,500 (6,000)	
					小売店等の店舗整備の年間件数	件	110	80	110	
					建設産業の異分野進出による雇用創出数（4年間の累計）	人	40	3	80	
I-4-2 円滑な事業承 継の推進	企業の持続的発展に向け円滑な事業承継を推進し、長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が引き継がれ、雇用の場を維持していくことを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数」は、目標の100社（累計）を上回った。 ・相談対応やセミナーなどを通じた事業承継についての認識が事業者に浸透しつつあり、事業承継を前提として経営革新計画の策定や新規事業などに取り組む事業者も出てきている。 ・一部の市町村では、独自の財源や施策により事業承継に関する取組みが進みつつある。 ・経営者の高齢化や後継者が不在の中小企業者が多い状況から、さらなる取組みの推進が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継に向けた一層の機運醸成や支援体制の構築と、相談窓口の広報などを進めるため、事業者身近な地元市町村、商工団体、金融機関などと連携した地域協議会を全市町村で設置する。 ・事業承継に積極的に取り組む動機づけとなるような支援策を検討する。 ・島根県事業引継ぎセンターと連携した第三者承継のマッチング支援を強化する。 ・研修や事例共有などにより、事業承継推進員等の資質向上を図るほか、専門家派遣事業の見直しなどにより相談体制の充実を図る。 	事業承継計画を策定し、後継者を確保した企業数（累計）	社	100	147	280 (200)	商工労働部
I-5-1 雇用・就業の 促進と人材の 確保	高校生や大学生等への県内企業情報の提供や求職者へのきめ細かい職業紹介などの対策を行うことにより、県内企業の人材確保を目指します。	C	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業は、生産年齢人口の減少や都市部企業の採用増などにより、人材確保に苦戦している。 ・人材育成確保コーディネーターやジョブカフェしまねなどによる高校生、大学生等に対する働きかけの強化により、県内外で実施する企業との交流会や企業見学などへの参加者が増えており、高校生、大学生等が県内企業を知る機会が広がりつつある。平成28年度から低学年次からの県内企業に対する理解促進の取組みを充実させており、その対象者が来春卒業する。 ・県が実施する企業の魅力向上セミナーへの参加等を通じて、県内企業の自社の情報発信力を強化する意識が高まっており、インターンシップ受入れ企業も増加している。 ・県内企業の専門人材の確保は、プロフェッショナル人材戦略拠点による企業訪問や人材ビジネス会社への企業プレゼン会などにより、有料人材ビジネス会社への取次ぎ件数は目標を上回ったが、成約件数は8件と少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生、大学生などの県内企業への理解が不足しているため、低学年次から魅力ある県内企業についての理解を深める取組みを講じる必要がある。 ・都市部の企業が新卒者の採用を増やしており、県内企業においては、新卒者の確保が困難な状況となっているため、県内企業が企業説明会やインターンシップなどを通じて、高校生、大学生などが必要とする情報を効果的に発信していく必要がある。 ・県内企業の人手不足が深刻化しており、新卒者確保のほか、女性、中高年齢者、障がい者、若年無業者など多様な求職者に対するきめ細かい就業支援を行うことにより、企業の人材確保を支援していく必要がある。 ・都市部などの専門人材の県内企業のU・I・Jターン就職を一層推進していく必要がある。 ・外国人技能実習生などの活用に対する企業の関心が高まっており、制度が適正に活用されるためにも企業向けの情報提供を充実させていく必要がある。 	高校卒業生の県内就職率	%	81.6	74.8	84.0	商工労働部
					県内高校の進学予定者のうちしまね学生登録者の割合	%	85.2	78.6	100	
					ジョブカフェしまねでの大学生インターンシップの実施件数	件	450	436	450	
					県内企業の採用計画人数の充足率	%	100	72.2	100	
					県内企業に対するプロフェッショナル人材確保支援の実施件数（4年間の累計）	件	60	76	140 (120)	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-5-2 人材の育成・定着	多様な職業能力向上の取組みや就業環境の整備を支援し、地域産業を担う人材の育成・定着を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新規学校卒業者の卒業後3年以内の定着率は、大卒、高卒ともに目標に達しておらず、更なる取組みが必要である。 ・県が実施する人材育成研修などの受講状況や職場改善を支援する事業の利用状況が増加しており、企業などの人材育成や雇用環境改善に対する関心が高まってきている。 ・従業員の育児休業の取得と職場復帰に取り組む企業に対する出産後職場復帰奨励金は、支給対象の拡大やその広報活動の成果もあり、事業所での活用が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の人材確保（多様な人材の就業促進）や新卒者の就職後3年以内の離職率の改善に向け、企業に対する職場環境整備の働きかけと取組みの支援強化を進める。 ・技能振興のため、若年者に対する技能検定受検料の減免をPRして受検を促進するとともに、若年層に向けて、ものづくりの魅力発信を行う。 ・労働局、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構などと連携し、コース設定やカリキュラム内容を工夫するなどして、受講者・企業双方のニーズに応じた職業訓練を実施する。 ・製造業を営む中小企業に対して、熟練技能者などの指導者確保経費や社員の長期滞在研修経費などを助成することにより、技術の継承や人材育成への投資を促進する。また、県内の製造業の次世代を担う若年者の成長を促し、企業の競争力強化に繋げるため、退職者等の技術・技能・知識の伝承に取り組む。 ・様々なコースを設定している離職者向け職業訓練により県内の人材ニーズに応える人材育成を図るため、ハローワークなどと連携し受講生の確保を進める。 	新規高校卒業就職者の就職3年後の定着率	%	65.0	58.5	70.0	商工労働部
					新規大学卒業就職者の就職3年後の定着率	%	65.0	62.4	70.0	
					県が実施する人材育成研修の受講企業数	社	760	975	1,120(800)	
					県の支援により人材育成計画の策定・実行に取り組む企業数（累計）	社	45	48	75	
					技能検定（技能の習得レベルを評価する国家検定制度）合格者数	人	750	654	750	
I-5-3 U I ターンの促進	U I ターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介による就業支援等により、定住の促進を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・U I ターン者数は、4,116人と前年度に比べ260人減少した。雇用環境の好転により、学生を中心に大都市圏の企業に関心が向き、都会に留まろうとする傾向が強まっていると考えられる。 ・しまね田舎ツーリズムの体験施設数は、実践者の高齢化による脱退があった一方で新規登録があり、前年度と同数に留まったが、体験参加者数としては13,506人（前年度比+913人）と着実に増加している。 ・島根ふるさと情報登録事業については、近年登録者が増加している。 ・U I ターン無料職業紹介就職決定者数は、平成24年度の117人から6年連続で増加している。 ・U I ターン者向け住宅については、供給戸数が増加傾向にあり、事業主体である市町村からも事業実施要望が多数寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根へのU I ターンの流れを一層大きくするため、向こう5～6年を見据え、次の視点で移住・定住の促進施策を集中的に講じていく。 ・移住希望者のニーズやU I ターン者それぞれの特性を的確に把握し、実態に沿った支援事業を再構築する。 ・移住後の不満や不安を解消するため、移住者と地域、または移住者同士をつなぐネットワーク構築を支援する。 ・企業や大学と連携して島根県に関心のある人々（関係人口）の裾野を広げつつ、県内各地域との関係性をより深める取組みを支援する。 ・コミュニティ活動の中心となる若い担い手の育成や、外国人居住者を含む多様な主体が地域の担い手として活動できる仕組みづくりを行う。 ・ふるさと島根定住財団の職員の人材育成とともに、大都市圏におけるU I ターン促進のための取組みを強化する。 ・しまね田舎ツーリズム登録者が、法制度に則って適切に宿泊体験事業を行うことができるよう支援するとともに、新規登録者の掘り起こしのほか、旅行者や宿泊仲介業者などのネットワークを利用した誘客対策（利用者増、サービス向上）に取り組む。 ・U I ターン者向け住宅については、引き続き、市町村の支援を行い供給の促進を図るとともに、住環境や利便性などに配慮した住宅の整備を行うよう市町村などに助言する。 	U I ターン者受入数（平成26年度に対する増分）	人増	300	4	500	地域振興部
					U I ターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人	54(53)	75	75(53)	
					島根ふるさと情報登録事業の登録者数	人	2,100	2,285	3,000	
					U I ターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	人	270(198)	305	310(210)	
					しまね田舎ツーリズムの体験施設数	施設	324	247	350	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
I-6-1 高速道路網の整備	高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。	A	<ul style="list-style-type: none"> 山陰道整備は計画に沿って進んでおり、平成30年度には、多伎～朝山（9km）が開通予定である。 県は用地取得や埋蔵文化財調査、その他の事業調整について国を支援している。 県内の高速道路の供用率は75%であり、全国の供用率（86%）に比べると、まだ低い状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対して、山陰道全線開通により生じるストック効果を訴え、沿線自治体、経済団体、県民と一緒に、県内外に、戦略的に広報・要望活動を実施していく。 事業進捗のために不可欠な用地取得や文化財調査については、工程調整や用地取得支援体制、文化財調査体制を継続していく。 平成31年度から福光浅利道路の用地取得業務が受託できるよう、土地開発公社等と協議を行い、必要人員の確保に努める。また、埋蔵文化財調査が円滑に着手できるよう国と県・市の調整会議を綿密に行う。 益田～萩間については、早期事業化に向け、島根・山口県と沿線11市町の構成により設立した「山陰道沿線活性化協議会」において、広域観光周遊の促進等のストック効果を打ち出すため、高速道を活用した広域観光の観点からの調査・検討を行う。 アクセス道路など、地方の実施する整備事業に対して、十分な予算を確保するよう国に働きかけていく。 早期に高速道路整備を行うためには、既存の高速道路の利用促進が不可欠であり、特に、利用台数が減少している県西部高速道路の利用促進については、西部高速道路利用促進協議会、NEXCO西日本などと連携し、料金割引企画の充実や割引期間の拡大を図る。 	山陰道の供用率	%	62	62	67	土木部
高速道路ICへの30分到達圏面積の割合	%	62	62	62						
I-6-2 航空路線の維持・充実	航空路線の維持・充実により、県内3空港の利便性の向上を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 出雲縁結び空港については、利用率が全路線で前年度を上回った。静岡線・仙台線の新規就航（それぞれ平成30年3月、同4月から）などにより乗降客数は増加傾向にあるが、乗降客数を更に伸ばしていくためには東京線の利用機材の大型化が必要である。 萩・石見空港については、過去最高の乗降客数を記録したものの、目標を僅かに下回った。平成30年度は、予算を早めに確保し、事業準備期間を十分に取ったことなどにより、乗降客数が増加し、第1四半期目標を上回っている。今後は運賃助成に頼らない安定的な需要の創出をさらに進める必要がある。 隠岐世界ジオパーク空港については、平成29年度からの特定有人国境離島地域交付金を活用した出雲線の運賃低廉化により、乗降客数が増加している。混雑の緩和に向け、機材の大型化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各空港の利用促進協議会、地元自治体や観光担当部局と連携して、乗降客数の増加に向け、引き続き、首都圏、関西などの大都市圏や就航先からの観光客の集客をはじめ、地元からの利用拡大などに取り組み、新規路線の定着や既存各路線の維持・充実に繋げていく。 萩・石見空港の東京線2便運航の継続に向け、「萩・石見空港東京線利用促進対策会議」を中心に、山口県、地元市町や利用促進協議会、経済団体、航空会社が一体となって利用促進を図るとともに、庁内各部局と連携し、企業誘致や定住促進など安定した需要の創出に繋がる様々な分野で、対策を積極的に進めていく。 航空会社に対しては、航空運賃の低廉化、旅客需要に応じた機材の運用、利用しやすいダイヤへの改善などを粘り強く要望していく。 国に対しては、羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分や、地方の航空路線維持・拡充に向けた取組みへの支援制度の創設などを要望していく。 	出雲縁結び空港の年間乗降客数	万人	85.0	92.0	100.0 (90.0)	地域振興部
萩・石見空港の年間乗降客数	万人	14.4 (13.8)	14.3	14.9 (14.5)						
隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	万人	5.3	5.7	6.0 (5.4)						
I-6-3 空港・港湾の維持・整備	物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県内3空港は、適切な維持管理により、航空機の安全運航が確保されているが、滑走路などの空港施設の機能を適切に発揮させるためには、日々の施設の巡回点検や維持管理に加え、老朽化が進む施設・設備などを計画的に補修・更新していく必要がある。 県内3空港の施設整備（改修）を計画的に進めているが、ターミナルビル改修など、さらなる改善を求める声も多い。 物流拠点港の岸壁や防波堤の整備は、目標を超える整備率となった。 港湾施設の老朽化が進んでおり、限られた予算の中、計画的な修繕・更新が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 空港の施設・設備は、巡回点検を適切に実施し、長寿命化を図る。 空港機能を保持するため、中長期的な補修・整備・修繕計画を定め、計画的な整備を行う。特に基本施設（滑走路、誘導路、エプロンなど）及び灯火電源施設は、調査により老朽化状況を把握し、更新・改良を計画する。 県内3空港の利便性向上に、引き続き、努めていく。 限られた予算を有効に活用して港湾整備を行うため、コストの削減を図りつつ、優先順位を勘案して整備を進める。 維持管理計画が未策定の港湾施設（防波堤、臨港交通施設（橋梁、トンネル））の計画を平成31年度までに策定し、適切な維持管理を図る。 改訂した浜田港の港湾計画に基づき、浜田港ふ頭の拡大などの整備を着実に進め、さらなる機能強化を図る。 浜田港においては、福井4号線の開通などによる機能向上を踏まえ、浜田港拠点化形成研究会（67団体で構成する広域的連携組織）とともに、ポートセールス活動（集貨対策、クルーズ客船誘致）に継続して取り組む。 西郷港小田地区の港湾計画を変更し、手狭となっている西郷港小田地区のふ頭用地の確保や岸壁等の不足解消を図る。 	物流拠点港の岸壁の整備率	%	93.6	94.2	96.0	土木部
物流拠点港の防波堤の整備率	%	80.4	81.3	95.0						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
II-1-4 治安対策の推進	県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 本年6月末現在の刑法犯認知件数は、前年比90件減少しているが、高齢者に加え若者が対象となる特殊詐欺が依然として発生しており、自転車盗等の被害時における無施錠であった割合が全国でワースト上位であるなど、引き続き、治安対策の推進が必要である。 県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会の実現に向けて、犯罪率等は概ね目標に沿って減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月、「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月閣議決定)を受けて、本県における新たな治安対策の指針として「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定しており、この行動計画の着実な推進を通じて更なる治安の向上を目指す。 当該行動計画では、少子高齢化の進展・地域との関わり希薄化等の社会構造の変化を踏まえ、行政機関のみならず地域全体が連携しながら、子供・女性・高齢者をはじめとする県民の安全を守るための各種対策や再犯防止対策の強化等に取り組むとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃、組織犯罪等の新たな脅威に対する対処能力の強化等を図ることとしている。 計画体系は、7つの視点の下に、35施策・160事業で構成するとともに、これら効果的に推進する上で必要となる、⑦の視点に基づき、人員・施設の充実、科学技術の活用等の多角的観点から基盤の強化に取り組む。 ①活力ある社会を支える安全・安心の確保 ②犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進 ③安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在者対策 ④社会を脅かす組織犯罪への対処 ⑤安全なサイバー空間の構築 ⑥原子力発電所等重要施設に対するテロ対策・カウンターインテリジェンスの強化 ⑦犯罪に強い社会の実現に向けた基盤の強化 	犯罪率(暦年)	件以下/千人	4.3	4.1	3.9	警察本部
II-1-5 交通安全対策の推進	交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故年間死者数の目標は達成され、年間死傷者数については年々減少している。歩道の整備については、概ね計画に沿って事業を進めている。 運転免許センター内への高齢運転者支援係の設置などによる高齢運転者対策の強化や、平成29年3月の改正道路交通法による運転免許更新時の認知機能検査の制度などの広報が、高齢運転者の啓発に繋がり、交通事故年間高齢者死者数は減少したが、まだ目標との差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「第10次交通安全計画」に基づく各年度の実施計画の進行管理、交通安全対策協議会において決定する数値目標達成に向けての進行管理を行うとともに、関係機関連携のもと各種広報・啓発活動を行う。 【高齢歩行者対策】 キラリ推進隊、交通安全母の会等ボランティア、高齢者交通安全アドバイザーなどの活動、参加・体験型講習会を継続実施する。 【高齢運転者対策】 複数の物損事故を起こした者への個別指導、運転適性検査機器を活用した講習、安全運転サポートカーの普及啓発、補償運転の励行、運転免許を自主返納した者への支援制度の周知と拡大を行う。 【年代に応じた啓発】 交通安全教育隊(仮)を編成し、子供から高齢者まで、年代に応じた、きめ細やかな交通安全教育を繰り返し取り組む。(個別訪問による押し掛け事業、夕暮れ・夜間におけるナイト事業、意見・要望に応じた出前型交通安全教室など) 【飲酒運転根絶対策】 飲酒運転三不運動、飲酒運転追放署名の展開、酒類販売業者への協力依頼などを継続して実施する。 【安全で円滑な交通流の確保、交通安全施設整備、歩道など道路整備】 交通管制システム及びプログラムの高度化を推進する。 交通安全施設の整備については、通学路及び事故危険箇所対策を重点に、各種道路交差環境の整備等に取り組む。また、整備の際には、新設道路や地域開発の整備計画に基づき、交通環境の変化や地域住民等の意見・要望を考慮して行う。 通学路歩道整備については「通学路交通安全プログラム」を着実に実行し重点化要望を行う。また、地域のニーズに応じ、多様な手法を取り入れる。 防護柵などの整備については、道路改良事業と調整・連携するとともに、必要な予算を確保して優先箇所の整備を促進する。 	交通事故年間死者数(暦年)	人以下	19	17	18	地域振興部
				交通事故年間死傷者数(暦年)	人以下	1,450	1,502	1,350		
				交通事故年間高齢者死者数(暦年)	人以下	9	11	9		
				歩道の整備率	%	88	86	93		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅱ-1-6 消費者対策の推進	自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・マスメディアやインターネットなどで消費者啓発を行うとともに、教員研修などに努めたが、クーリング・オフ及び相談窓口の認知度は前年度並である。今後成年年齢引き下げなど新しい教育課題への対応も必要である。 ・県内で消費者被害に遭った人の割合は全国（8.1%）を上回っており、被害情報の速やかな把握と法令に基づく事業者指導・行政処分に努める必要がある。 ・近年の消費者法規制強化（課徴金制度）による違法行為抑止効果が期待されるが、事業者への制度周知が課題である。 ・全市町村に消費生活相談窓口が設置され、悪質業者の情報を含む相談内容の全国データベース（PIONEER）を導入する自治体も増えつつある。 ・地域の消費者問題を解決するため、消費者団体と連携しながら取り組んでいるが、当該団体の活性化や高齢者など消費者被害に遭いやすい人を見守る仕組みを全県に広げる取組みを行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法の手口をはじめとする消費生活情報を様々な媒体で県民に提供するとともに、消費者教育の新しい課題に対応できるよう、消費者教育関係者との連携を強化して取組みを行う。 ・事業者の法令遵守状況に対する監視・指導を迅速かつ適正に行うとともに、関係機関と連携を密にし、事業者などに取引・表示の適正化について研修会などで啓発を図る。 ・相談員を国民生活センターなどが主催の研修に積極的に参加させることにより、能力の向上を図る。 ・国家資格取得支援・研修受講支援など相談員の人材育成を図るとともに、ICTを活用するなどして効率的・効果的に市町村の業務支援を行い、県民の被害救済体制を充実させる。 ・消費者団体間の技術交流やネットワーク化の動きを促進するなど、消費者団体の自立性・自律性の向上に資する支援を図るとともに、各市町村ごとに高齢消費者被害などを未然に防ぐための見守りネットワーク設置を支援する。 	クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%	85.0	77.1	85.0	環境生活部
					消費生活相談窓口を知っている人の割合	%	90.0	87.9	100	
					消費者被害に遭った人の割合	%以下	8.0	9.2	8.0	
Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり	道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水から保全される人口は、目標を上回っており、県管理の河川改修は概ね計画に沿って進んでいる。 ・土砂災害から保全される人口は、ほぼ目標を達成しており、土砂災害防止対策のためのハード整備は計画に沿って進んでいる。 ・道路の落石対策については、平成28年に策定した「落石に係る道路防災計画」に沿って、斜面に存在する不安定な石の除去や30cm未満の石の対策を優先して実施している。 ・緊急輸送道路上の橋梁耐震化については、対象の207橋のうち、特に耐震性が低い昭和55年より前の設計基準で建設した橋梁（119橋）を優先して実施し、95%（113橋）が完了した。 ・河川改修や砂防事業などのハード整備には、多くの予算と時間が必要なことから、ソフト対策（県管理河川に関する減災対策協議会の設立、防災意識の向上のための啓発活動、土砂災害特別警戒区域の指定促進や周知、土砂災害予警報システムなどによる警戒避難態勢の支援など）の充実に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い県土づくりのための事業費を確保するため、機会を捉え国へ予算要望するとともに、コスト縮減、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減などに取り組む。 ・平成30年7月豪雨において大きな被害が発生した江の川下流域の早期河川改修などを国に強く求めていく。 ・長寿命化計画に基づき老朽化対策を計画的に実施する。 ・県東部の河川整備延長を増やすため、暫定改修やコスト縮減などにより効果的な事業執行に努める。 ・治水対策や土砂災害対策は、ハード整備を進めながらソフト対策を併せた総合的な防災対策を進める。 ・ダム建設事業の早期完成に向け、必要な予算確保とコスト縮減、工期短縮に努め、効率的な事業進捗を図る。 ・海岸の浸食対策は、離岸堤、人工リーフの整備に加え、浸食が進行する箇所への養浜など効果的な対策を行うとともに、予算の効率的執行のため、養浜でのサンドリサイクルに取り組む。 	洪水から保全される人口	人	306,600	306,800	313,500	土木部
					土砂災害から保全される人口	人	160,440	160,362	163,263	
					緊急輸送道路上の防災危険箇所整備率	%	60.0	53.2	68.0	
					緊急輸送道路上の橋梁耐震対策実施率	%	67.0	64.7	73.0	
Ⅱ-1-8 食の安全の確保	県民が安心して食生活を送られるよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組み、食品の安全性を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の年間発生件数26件のうち、監視、指導や講習会の開催を通じて、食中毒の発生を防止できる食品事業者等によるものは、9件であった。 ・その他の食中毒は、抜本的な予防対策のない寄生虫によるものが10件、直接監視、指導することが困難な家庭での発生が7件であった。 ・食品表示に関する相談が855件と年々減少傾向にあり、適正表示に対する食品事業者の意識は向上していると考えられる。 ・食品表示法に基づく不適正表示による指示、公表事案はなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生推進員や県食品衛生協会などと連携し、工程別衛生管理手法のひとつであるHACCPの導入など、食品事業者の衛生管理の取組みを一層推進する。 ・食中毒の発生防止に向け、食品事業者に対する監視、指導及び講習会などによる衛生教育を継続して行う。 ・消費者に対しては、食品衛生に関する正しい知識を身につけていただけるよう、様々な媒体を活用した広報や講習会の開催などを継続して行う。 ・平成27年に施行された食品表示法の経過措置期間が平成32年3月末であることから、引き続き表示に関する研修会を開催するなど、食品事業者における新基準への移行を適切に進める。 	食中毒年間発生件数	件以下	6	26	6	健康福祉部
					食品表示法に基づく年間指示公表件数	件	0	0	0	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅱ-2-1 健康づくりの推進	県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 平均寿命は、脳卒中对策をはじめとする地域特性に応じた県民運動の展開や働き盛り世代の健康づくりの推進等により、男性の平均寿命は延びてきており、女性は、全国3位と高い水準を維持している。 がん死亡率は年度間で変動があり、目標を下回ったが、市町村支援・県民運動・圏域毎の取組みの効果もあり、低下傾向にある。 平成29年度に実施した健康長寿しまね推進計画の中間評価では、喫煙率や運動習慣、かかりつけ歯科医での検診などが改善してきている。しかし、食生活では特に働き盛り世代の男性で悪化している項目が多く、改善に向けた取組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症率、死亡率などと各種調査結果について、県と市町村が協働で多角的な分析を行うことにより、市町村毎の課題や特徴に即した事業実施に取り組む。 働き盛り世代の健康の改善に向け、保険者や関係団体との協働事業の実施などにより、健康づくりや健康経営の取組みを進める。 改定した島根県がん対策推進計画に基づき、がんの一次予防では、各圏域ごとのがんの罹患・死亡状況などから重点的に取り組むがんの種類を定め、そのリスクとなることが明らかな生活習慣の改善に取り組む。 改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進と妊産婦・未成年者の防煙の取組み、若年者の禁煙指導等の県民運動のさらなる強化を図る。 身近な地域での食育や健康な食に関する多様な情報発信を、民間企業や関係団体との連携によりさらに推進する。 健康づくりと高齢者のフレイル対策等の介護予防を一体的に推進するなど、地域包括ケアシステム構築の一環として、小さな拠点づくりとも連携し、健康なまちづくりに取り組む。 特定医療費、小児慢性特定疾病医療費、肝炎医療費の対象者への情報提供により、適切な制度利用での負担軽減と専門相談等による療養支援を行う。 医療機関との緊密な連携のもと、感染症発生情報を速やかに把握し、県民や医療機関などに的確に情報を提供することで、感染症のまん延を防止する。また、患者が発生した場合には、直ちに徹底した調査・検査を実施し、感染の拡大防止を図る。 平成30年度から実施する島根県自死対策総合計画を踏まえて、社会全体の自死リスクを低下させるための事業に取り組む。 	平均寿命（男性）	歳	80.30 (79.95)	80.59	80.53 (79.95)	健康福祉部
					平均寿命（女性）	歳	87.83 (87.18)	87.41	88.08 (87.18)	
					75歳未満がん年齢調整死亡率（人口10万対）（男性）	以下	92.1	96.8	89.9 (92.1)	
					75歳未満がん年齢調整死亡率（人口10万対）（女性）	以下	46.1	53.6	46.1	
					脳卒中年齢調整死亡率（人口10万対）（男性）	以下	39.7	37.2	38.4	
					脳卒中年齢調整死亡率（人口10万対）（女性）	以下	21.2	19.0	21.1	
Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員の活動は、住民ニーズの多様化などにより、個々に関わる時間が多くなり、訪問回数も増加している。 福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従業者数については、平成29年度から、離職した介護人材の届出システム（介護士バンク）制度がスタートしたことや平成28年度から配置した再就職支援コーディネーターによるきめ細かい再就職支援により、概ね取組目標の水準となっている。 全県的に福祉・介護職員の人材確保が厳しい状況にあるため、引き続き人材確保を図る必要がある。 地域福祉を進める上で、個別課題と福祉サービスを結びつけるコミュニティ・ソーシャルワーカーの養成が進みつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする人が抱える課題の複雑化や地域とのつながりが薄くなっている状況から、民生児童委員の相談支援業務が質、量ともに増加しており、この負担軽減に向け、市町村、島根県民生児童委員協議会及び市町村民生児童委員協議会と連携しながら、関係機関（相談・連携先）の周知や民生児童委員活動への理解促進に取り組む。 福祉・介護人材の確保に向け、施設・事業所等の関係団体と連携して、職場環境の改善、職員の資質向上、意識啓発など、幅広く対策に取り組んでいく。特に、若い年齢層への働きかけが重要であり、学生、保護者、教員などに福祉・介護への知識や理解を深めてもらい、将来、地域の福祉・介護職場への就業に繋げる取組みを行う。 また、離職した介護福祉士などの復職支援や、他業種からの就労促進にも取り組む。 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業経営の透明性の向上などの観点から、社会福祉法が改正されたため、法改正後の指導監督が適切に行なわれるよう、各市に対して必要な助言や情報の提供を行う。 社会福祉法人が提供する福祉サービスの水準が向上するよう、県・市共同で設置・運営する所轄庁連絡協議会を活用し、情報の共有や共同研修などにより、県・市の行う指導監督のレベルアップと均質化を図る。 公的サービスとボランティアなど地域の活動をつなげ、活性化させるよう人材の育成と情報発信に取り組む。 	民生児童委員の年間訪問回数	件	325,000 (312,000)	319,419	325,000	健康福祉部
					福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従業者数	人	350 (300)	348	350 (330)	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進	高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定率が高くなる75歳以上の高齢者人口が増加しその割合も高くなっている状況の中、介護を要しない高齢者の割合は概ね目標値に近い割合を維持している。 ・各市町村において認知症サポーター養成講座の取組みなどが進んでおり、認知症サポーター数は目標を達成した。 ・関係団体などと連携した人材確保の取組みなどにより全体としては介護職員数は増加している。一方で、高齢化の進展に伴う介護人材の需要の増加などにより、それぞれの施設・事業所においては、介護職員の確保が難しくなってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早期に構築されるよう、保健・医療・介護などに関するデータを収集し、提供する仕組みを構築するなど県として必要な支援を行う。 ・各種団体などで実施されている健康づくり活動や地域自主組織の立ち上げ・運営支援などを行っている小さな拠点づくり事業と連携し、生活支援の担い手を確保・養成する。また、リハビリテーション専門職などの専門職と連携し、効果的な介護予防活動を進める。特に、元気な高齢者への介護予防体操や通いの場づくりなど介護予防につながる取組みなどを強化する。 ・市町村が、地域の実情に応じて第7期介護保険事業計画（2018年度～2020年度）の介護人材対策に取り組めるよう、優良事例の紹介や意見交換、事業費補助などを通じて支援する。 ・地域医療構想を踏まえ、在宅における高齢者の療養を支援するため、訪問看護体制の充実を図る。 ・市町村の認知症施策の取組みを支援するため、認知症患者医療センターを中心に、関係者・機関の情報共有・資質向上やネットワーク構築に取り組む。また、若年性認知症相談支援体制の構築を図る。 ・地域の実情を踏まえ、第7期介護保険事業計画との整合性を図りながら、必要な介護サービス事業所の整備を計画的に進める。更に、第8期計画の策定に向け、医療機関の状況も見据えながら、市町村（保険者）ごとに必要な介護サービスが提供されるよう必要な情報収集や検討を進める。 ・新設された保険者機能強化推進交付金を活用し、保険者（市町村）とともに、その機能強化を積極的に進める。 	介護を要しない高齢者の割合（年間）	%	85.0	84.3	85.0	健康福祉部
					介護職員数	人	15,140	15,174	15,600	
					認知症サポーター数（累計）	人	60,000	73,016	80,000 (70,000)	
					特別養護老人ホーム待機者数	人以下	4,500 (5,360)	4,286	4,100 (5,200)	
Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援	<p>「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心し、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・施設からの地域生活への移行については、目標値を下回っているが、グループホームなどの整備に加え、地域の相談支援体制の充実などを図ったことで、移行は進みつつある。 ・残っている入所者は重度者・高齢者が多く、地域生活におけるニーズや課題に加え、個人の状況に応じた対応が必要である。 ・精神障がい者の地域移行については、医療機関と地域援助事業者との連携により、入院後3か月及び入院後1年経過時点での退院率が平成27年度から上昇しており、高い水準を維持している。 ・事業所等における工賃は、就労事業振興センターの支援活動などにより、増加しており、全国上位の水準である。 ・福祉施設から一般就労した者の1年後の定着率が平成27年度時点で7割を切る状況にあり（平成29年度調査）、就労後の定着が課題である。 ・障がいに対する理解を深め、必要な配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」でのあいサポーターの人数は、対前年比で約5千人増の38,987人となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の各種給付制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載など、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催などにより人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーや圏域コーディネーターなどを配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相談支援の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。 ・国庫補助金の積極的な確保に努め、障がい福祉計画に基づくグループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。 ・平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き続き、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導などに取り組む。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村等への支援を行う。 ・平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法の新たなサービス「就労定着支援」の動向を踏まえ、障がい者の生活・就労・定着を支援する障害者就業・生活支援センターと関係機関がネットワークを強化し、それぞれの機関が持つ既存の制度や取組みが有機的に繋がるよう連携する。 ・発達障がい者支援については、市町村の体制整備や専門的な支援に向けた発達障害者支援センターの機能強化、専門性の向上を図り、また、発達障がいの早期発見、早期支援に向けた県内のかかりつけ医、保健師、保育士などへの研修による人材育成を行うなど、関係部局が連携した地域支援体制の構築を図っていく。 ・障がいを理由とする差別に関する相談に適切に対応できるよう、差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、あいサポート運動などを通じて県民や事業者、職員に対して障害者差別解消法の趣旨や障がいの特性などに関する普及啓発を継続的に行っていく。 	施設から地域生活への移行者数（累計）	人	118	59	178	健康福祉部
					精神障がい者の入院後3か月経過時点の退院率	%	64.0	69.7	64.0	
					精神障がい者の入院後1年経過時点の退院率	%	91.0	89.9	91.0	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
II-2-5 生活衛生の充実	飲料水、医薬品等の安全性を確保するとともに、旅館業や理美容業などの生活衛生関係営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業施設や薬局等に対して、各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供などを行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。 水道施設において、法定耐用年数を超える管路の更新、基幹管路の耐震化が全国平均より低い状況である。(平成28年度末耐震化率：全国38.7% 島根県35.5%) 平成30年4月の島根県西部を震源とする地震の発生時には、1,000戸を超える住宅等が老朽化した水道管破断等に伴う漏水のため断水し、県民生活に影響が生じたこともあり、耐震化に向け対策を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生の確保及び医薬品の安全性を確保するためには、各種の法律などに基づく監視・指導を継続していくことが重要であり、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。マニュアルについては、適宜、見直しを行う。 県内の水道の現状や水需給予測などを分析・評価し、水道事業の広域連携を視野に入れた水道の基盤強化のための基本構想をとりまとめる。 動物愛護については、ボランティアとの協働等により、動物の殺処分ゼロを目指す。 	生活衛生に関する健康被害発生件数	件以下	0	0	0	健康福祉部
薬事に関する健康被害発生件数	件以下	0	0	0						
II-2-6 生活保護の確保	経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れる社会を目指します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 長期未就労者対策としての就労準備支援や自立支援プログラムの実施、ハローワーク及び「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援機関との連携を図っており、今後とも、就労により自立した生活保護世帯の数は、増えたと見込んでいる。 子どもの学習支援や就労支援などの地域の社会資源が少ない市町村があり、教育部局等他部局との連携を図りながら地域の社会資源の開拓を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の自立を促進するため、各福祉事務所は個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、他の法律等の給付・利用に加え、就労支援員の配置、ハローワーク及び生活困窮者自立相談支援機関と連携した就労支援に取り組んできた。今後は、これらの取組みに加え、就労先の開拓や就労準備支援への取組みが強化されるよう、県主催会議などにおいて働きかける。 各市町村福祉事務所において、生活相談などに対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう指導監査を実施するとともに、引き続き町村福祉事務所への支援を行う。 生活困窮者自立支援機関の支援員に対して、相談支援技術の研修会を開催する。また、各市町村に対し、地域資源の開発や学習支援の実施が進むよう、優良事例等の情報提供や制度の必要性について各種機会を通じて説明していく。 子どもの学習支援では、教育委員会などとの連携を進め、他施策も含めた効果的な支援を行っていく。 子どもの貧困に関する実態調査を行い、今後の施策に生かすとともに、関係機関で共通認識を持ち連携体制構築を進める。 2020年4月に予定されている特別弔慰金の受給権を持つ遺族の方に周知ができるよう、効果的な広報を検討する。また、迅速で正確な事務処理ができるよう、体制の整備や、受付窓口である市町村と連携して事務ができるよう見直しを行っていく。 	就労により自立した生活保護世帯の数(年間)	世帯	125	125	125	健康福祉部
II-3-1 医療機能の確保	医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 機器整備の支援や、ITを活用した全県医療情報ネットワークの利用拡大、ドクターヘリの運航、がん診療連携拠点病院(以下がん拠点病院)のない2次医療圏域におけるがん医療機能の充実などが図られつつある。 在宅医療の推進については、訪問看護師数は目標を下回ったものの増加傾向にはある。一方で、離島・中山間地域において、在宅医療を担う人材の確保が難しい状況が続いている。 がん検診、在宅緩和ケア、がん相談支援について、それぞれ質向上や実施体制の整備に取り組んでいるが、質の確保等が不十分な状況である。 精神科救急指定病院が雲南圏域と隠岐圏域にはなく、浜田圏域と益田圏域は1カ所と限定されることから、2次医療圏域の枠を超えた精神科病院及び診療所の協力体制が望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者、施設、設備など、現状において限られた資源を最大限活用するため、医療機関相互の連携を強化する。また、地域医療構想で示した地域ごとの課題解決に向け、地域の医療機関・行政・医師会など関係団体の間での協議を保健所のコーディネートのもとで進める。 医療機関相互の連携、医療と福祉の連携による在宅医療の推進を図るため、全県医療情報ネットワークの利用拡大に向けた取組みを進める。 ヘリコプターなどを活用した搬送については、ドクターヘリの広域連携を各県と連携して維持するとともに、防災ヘリなどの医師同乗支援を維持し、主に離島中山間地域の救急医療体制の維持・充実を図る。 がん検診の質や受診率向上のため、平成30年度に実施する実態調査を踏まえ、検診機器整備等の圏域の実情に応じた施策を実施する。在宅緩和ケアについて、圏域の資源を活用し提供内容の充実を図る。相談支援では小児・AYA世代(思春期、若年成人)への相談支援体制の構築を図る。 精神科救急医療については、今後とも、引き続き、365日24時間の診療応需及び相談体制を確保するとともに、精神科病院及び診療所の協力体制の確保に努める。 若年層を対象とした献血に関する啓発事業を、引き続き島根県赤十字血液センターと連携して実施する。 	救急病院数	病院	25	25	25	健康福祉部
訪問看護師数	人	340.0	327.6	380.0						
がん診療連携拠点病院及び島根県がん診療連携推進病院数	病院	6	6	6						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
II-3-2 県立病院における良質な医療提供	県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・全県域を対象とした高度な救命救急・周産期医療・精神医療を提供したほか、高度・特殊・専門医療の提供、地域医療機関との連携・支援強化などに取り組み、その役割を果たしてきた。 ・特定の診療科の医師不足など、医療機能の維持・充実のために必要な医療従事者の確保が課題となっており、その確保や医療機器の整備など、必要な医療提供体制の充実を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の基幹病院としての機能を維持・充実するために、医療従事者の確保を積極的に行うとともに、地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化を図りながら、質の高い医療の提供と健全経営の推進を図る。 ・精神医療については、急性期患者の救急治療体制を維持するとともに、入院患者の早期退院支援の充実を図る。 	平均在院日数（中央病院）（年間）	日未満	14.0	13.3	14.0	病院局
					退院率（3か月以内）（ここの医療センター）（年間）	%	70.0	81.0	70.0	
II-3-3 医療従事者の養成・確保	適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・公立診療所の医師充足率は、必要医師数の増加により、近年低下傾向にあったが、常勤医師の増加により、4年ぶりに改善に転じた。 ・しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修、勤務する医師は増加してきており、医師不足地域の勤務者も徐々に増加してきている。一方、地域の医療機関においては、特定の診療科の医師が不足している状況もある。 ・病院の看護師充足率は上昇傾向にあるが、離島・中山間地や中小病院を中心に、確保が困難な状況が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域枠出身や奨学金等の貸与を受けた医師で県内勤務は増加し、今後も毎年度20～30名程度増加する見込みであることから、早期の地域勤務に繋がるよう、しまね地域医療支援センターを中心に大学、地域医療機関、市町村などの関係者と一緒になって、キャリア形成支援（医師支援）や、研修環境の充実（病院支援）の取組みを進める。 ・不足する診療科医師への研修資金貸与や、総合診療専門医の養成・確保などの取組みを進める。 ・医師の勤務場所、診療科などを決めるにあたっては、地域病院に多くの医師を派遣している島根大学との連携が重要であり、指導医を含む医師が適正に配置されるよう、島根大学との定期的な意見交換会等を通じて、一層の連携を図り、医師の地域偏在、診療科偏在の是正につながるよう取り組む。 ・新人看護職員の県内就業支援、特に、修学資金の過疎地域・離島枠の貸与により、充足率が低い地域への就業を促進する。また、離職防止や勤務環境の改善のほか潜在看護職員の再就業支援などの取組みを進める。 ・医師の業務負担軽減を図るため看護師へのタスク・シフティングを推進するとともに看護の質の向上を図るため、特定行為を行う看護師を増やしていく必要があり、指定研修機関の県内設置、研修受講に係る支援、認知度向上に向けた普及啓発等を積極的に進める。 ・薬剤師の需給状況の把握を継続し、不足原因の分析を行う。高校生向けセミナー事業などを継続して実施する。また、各薬科大学を訪問して本県での就業を推進する。 	病院・公立診療所の医師の充足率	%	79.0	77.0	80.0	健康福祉部
					しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修、勤務する医師数	人	140	171	175	
					病院の看護師の充足率	%	96.6	96.4	97.0	
II-4-1 結婚支援の充実	少子化が進む背景としては様々な要因がありますが、未婚・晩婚化が大きな要因となっており、結婚を望む男女の願いが叶うよう取り組み、成婚数の増加を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね縁結びサポートセンターを通じた婚姻数は、目標に達しなかったものの、前年度の66件に比べ、1.5倍に増えている。 ・センターへの相談件数、「はびこ」による出会いの場の設定数、交際件数も増えており、今後の婚姻数の増加が期待される。 ・さらなる機運醸成や支援体制の強化が求められ、また出会いの場に参加しない登録者への対応も課題である。 ・助産師による小中高校への出前講座「生の楽習講座」に、平成29年度から実際の乳幼児親子（128組）が参加し、乳幼児とのふれあい体験を通じて、家族や命の大切さを考える機会となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加する相談者の希望に応えるため、お見合い相手を自己検索できるマッチングシステムを導入し、利用者の利便性を高める。また、現行の「はびこ制度」の持つ強みを活かしつつ、マッチングシステムの持つ長所との相乗効果もたらされるよう、相談者の特性に応じた幅広いニーズに応える仕組みを確立していく。 ・登録者数、相談件数の増加に対応できるよう「はびこ」の増員対策を進めるとともに、はびこ会各地区の課題解決を目指した研修を実施していく。また、東京、大阪など都市部から、将来移住する意志のある相談者に十分に対応できるよう都市部での配置も検討する。 ・ライフプランを早いうちから設計し、結婚に向けて行動してもらえよう、若年層への情報発信や支援を強化していく。 ・「しまね縁結びサポート企業」担当者を対象とした研修会のほか、企業間の職員の交流が効果的に進む手法を検討していく。 ・市町村による「はびこ」活動への支援が効果を上げている事例があることから、市町村の取組みの強化を図る。 ・しまね縁結びサポートセンターの体制強化を図り、ふるさと島根定住財団などと連携して、UIターン施策と一体となった事業を展開していく。 	しまね縁結びサポートセンターを通じた年間婚姻数	件	110	101	150	健康福祉部
					結婚ボランティア「はびこ」の登録者数（累計）	人	240	232	300	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅱ-4-2 妊娠・出産支援の充実	全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・子育ての総合相談窓口については、平成29年度までに8市村が設置し、平成30年度も新たに設置を検討している自治体がある。 ・母乳育児の割合や妊娠初期からの妊娠届出率の向上には、母親へのメンタルヘルスを始め、妊娠期から切れ目のない支援のために作成した手引きの配布や、その手引きに基づいた専門職種ごとの研修会の開催などに取り組みしており、繰り返しの指導が必要である。 ・産科・小児科医師の減少や地域偏在は解消されていないが、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターを中心に、周産期医療ネットワークを構築し、県内どこに住んでいても安心して出産できる体制を維持している。 ・産後の母親支援、特に、うつ対策としてハイリスクへの対応は強化されてきたが、全ての産後の母親に対する早期の家庭訪問までには至っていないため、確実に実施する方策を市町村とともに検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して妊娠期や産後早期から母親のメンタルヘルスの支援や母乳育児の支援など、市町村と一緒に、安心して子育てできる環境づくりを推進する。 ・妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制づくりが一層強化されるよう、好事例の紹介や研修会などを開催し、関係者の資質の向上を図るとともに、子育て世代包括支援センターの開設促進のための県支援事業の活用を働きかけるなど、市町村に妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置を促す。 ・若い時から人工妊娠中絶など、望まない妊娠を防ぎ、妊娠しやすい年齢など妊娠出産に関わる知識を正しく理解した上で、自分のライフプランの設計ができるように、健康福祉部と教育委員会が連携して取組みを実施する。 ・男性不妊を含む不妊について、広報媒体を活用し引き続き周知を図る。 ・周産期医療に係る機関が参集し、現状と課題の共有、連携促進を図るための検討を進めてきており、この体制を継続、維持していくため、各圏域の実情に応じた医療機関の機能分担と連携などについて検討を進める。 	低出生体重児の出生割合（暦年）	%以下	10.3	10.1	9.6	健康福祉部
					出生後4か月児の母乳育児の割合	%	66.5	63.3	68.5	
					妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率	%	90.0	88.1	91.0	
					妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置市町村数	市町村	7	8	19	
					全戸訪問による産後の母親支援の実施市町村数	市町村	15	11	19	
Ⅱ-4-3 子育て支援の充実	子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の受け皿確保施策は進み、保育所の定足数は363人分増加したが、保育所のニーズは高く、依然として保育所の待機児童が発生している。 ・保育士の人材確保のため、島根県外の指定保育士養成施設の学生に対して県内の保育所などでの保育実習に係る旅費の助成を行っている。この制度を使った者のうち、進路先が判明している54名のうち50名が島根県内の保育所などへ就職した。 ・こっころ協賛店は、企業など地域全体で子育てを応援する取組みが広がりつつある。 ・こっころカンパニーは、目標を達成することはできなかったが、認定企業の中から仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業を「プレミアムこっころカンパニー」として表彰する制度を創設するなど、新たな取組みに着手できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度に基づく保育や地域子ども・子育て支援事業などの「量の拡大」や「質の向上」、総合戦略に基づく事業の着実な実施を図り、「子育てしやすいしまね」に向け、子育て環境の整備を推進する。 ・県と市町村による「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを実施し、待機児童の解消などに向け、保育や地域子ども・子育て支援事業の計画的な実施体制の整備を進める。 ・保育士確保については、平成29年度から実施した保育士バンクや保育実習に対する旅費助成などを着実に実施するなど、取組みの強化を図る。また、保育団体や保育士養成施設、市町村、ハローワークなどを構成団体とする「保育士確保・定着推進会議」を設置し、官民一体となった取組みを推進する。 ・子育て家庭を支援するため、情報提供や相談支援などの取組みを強化する。 ・仕事と子育ての両立支援については、他部局や商工団体と連携し、こっころカンパニーの登録拡大に向けた取組みや、「イクメン」「イクボス」養成、啓発を図るための取組みを着実に進める。 ・乳幼児健康診査については、新たな母子保健集計システムを運用し、乳幼児健診の評価検討を行い取組みの評価をしていく。 ・妊娠期からの切れ目のない支援については、従事者を対象とした研修会などを開催しスキルの向上を図るとともに、圏域単位での支援機関相互の連携強化を図る。 ・子育てに対する不安や負担感を払拭し、安心して子育てができるよう、市町村や関係機関と意見交換の場を設けて今後の取組みについて議論していく。 	こっころ協賛店舗数（累計）	店舗	2,600 (2,440)	2,304	2,700 (2,500)	健康福祉部
					こっころカンパニー認定企業数（累計）	社	330	273	400	
					保育所待機児童数（4月）	人以下	0	119	0	
					保育所待機児童数（10月）	人以下	70	185	0	
					赤ちゃんほっとルーム登録数（累計）	箇所	360	462	500 (400)	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実	虐待を受けているなど保護等が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談については、相談内容が複雑・困難になってきており、児童相談所や市町村の児童相談支援体制の充実を図る必要がある。 社会的養護体制については、里親委託の推進や、計画的に施設の小規模化・地域分散化、ケア体制の充実を図る必要がある。 里親登録者数については、目標値を下回っているが、広報啓発活動などの実施により、増加している。一方、家庭養育を支援の中心とする流れから、登録者数のさらなる確保が必要である。 ひとり親家庭の自立支援については、引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、生活の安定や就業支援に向けた取組みを強化していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談については、引き続き、専門職員の計画的な採用や研修の充実により、児童相談所の相談支援機能の強化を図る。 児童福祉法の改正を受け、各市町村がその役割を適切に行うことができるよう、市町村職員及び要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修などを引き続き実施し、専門性の向上を図るとともに、各市町村の実情に応じた支援を行い、市町村の相談支援体制の強化を図る。 児童虐待防止については、国の緊急総合対策を踏まえ、虐待の早期発見・対応に向けて関係機関と連携強化を図る。 社会的養護については、引き続き、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、児童の特性に応じたケア体制の充実などを計画的に推進する。 国が示した「新しい社会的養育ビジョン」を参考に、「島根県社会的養護体制推進計画（平成27年3月策定）」の見直しを行う。 わかたけ学園については、早期の施設整備に向けて取り組んでいく。 里親については、法改正の趣旨を踏まえ、一層の里親委託促進に向け里親登録数を増やすため、里親会、児童相談所、市町村などの関係機関が連携し、里親制度の普及・啓発を行うとともに、里親支援体制を強化し、相談支援や交流会、養育知識・技術の向上に向けた専門研修の実施など里親支援の充実を図る。 ひとり親家庭の自立支援については、生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、就業相談支援員と各市町村母子父子自立支援員、ハローワークなど関係機関との情報共有や連携強化を図る。 ひとり親家庭の実態把握を行い、必要な支援を実施する。 	里親登録数（累計）	世帯	123	119	127	健康福祉部
				就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合（年間）	%	80.0	83.3	80.0		
Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理	効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の改良や生活関連道路のみなし改良については、地域住民などの関係者の理解と協力を得ながら、目標に沿って進んでいる。 道路の維持管理については、道路パトロール、計画的な点検の実施とそれに基づく、舗装修繕や道路施設の老朽化対策などを行っている。 道路の落石対策については、「落石に係る道路防災計画」に基づき、再発防止策を実施している。 県内の国道・県道の2車線改良率は68.3%で、依然として全国平均（76.9%）を下回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対して、全国平均を下回る整備状況などの地域の実情を丁寧に説明し、必要な予算が配分されるよう働きかける。 道路の整備にあたっては、道路の利用状況に応じて1.5車線整備を活用し、効率的・効果的に事業を行う。 道路整備の進捗を図るため、構想段階からの住民参加、説明会や広報活動を充実させることにより、道路整備事業に対する理解と協力を得る。 道路の変状などに迅速に対応するための情報入手のため、「道と川の相談ダイヤル」の周知や「パトレポしまね」（スマートフォンを使った落石などの異常情報の通報手段）の活用について広報するなど、道路利用者への協力要請を継続する。 道路施設の老朽化対策は、専門家から助言を得るなど産官学の協力により技術力向上に向けた情報共有に努め、メンテナンスサイクルを確実に実施できる体制づくりなどを進める。 	幹線道路の改良率	%	86	86	88	土木部
				生活関連道路（優先整備区間）のみなし改良率	%	73	73	75		
				道路管理瑕疵による年間事故件数	件以下	22	25	22		
Ⅱ-5-2 小さな拠点づくり	中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、県・市町村・県民の力を結集して「小さな拠点づくり」を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 236の全ての公民館エリアを訪問し、地域の方々に対して「小さな拠点づくり」に係る説明などを行うとともに、地域の困りごとや課題を伺いながら、必要に応じて住民の話し合いに加わるといった活動を繰り返し行っている。 こうした取組みにより、102の公民館エリアで「小さな拠点づくり」が進んでいる。 今後、計画が策定された地域は実践活動に繋げ、既に活動に取り組んでいる地域についてはそれが継続、拡充されるよう支援していく必要がある。 一方で、県民の「小さな拠点づくり」に対する認知度が低く、また、危機感が乏しいために議論が進まない地域がある。市町村によって取組みに温度差が生じており、全県的な広がりや欠いていることから、「小さな拠点づくり」の認知度や必要性への理解を高め、地域での取組みが進むよう、引き続き働きかける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「小さな拠点づくり」への県民の理解が深まるよう、その必要性や、取組事例等について新聞、テレビ等の各種媒体やイベントなどを通じて集中的に広報を行う。 職員が市町村とともに地域を繰り返し訪問し、「小さな拠点づくり」の必要性を丁寧に説明するとともに、必要に応じて住民の話し合いに加わり、計画づくり、実践活動に対する支援を行う。 すでに計画づくりや実践活動に積極的に取り組んでいる地区などに対し、人材育成、生活機能の確保、生活交通の確保、地域産業の振興、インフラ整備などについて効果的な支援を各局が連携して集中的に実施する。 真に中山間地域活性化策の立案・実施につながるよう、中山間地域研究センターの研究内容やセンターのあり方について検討する。 	「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリア数（累計）	エリア	102	102	150	地域振興部
				機能・サービスの集約化に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	エリア	26	25	50		
				地域資源を活かした特産品開発に積極的に取り組む事業者数（累計）	事業者	19 (9)	23	29 (15)		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
II-5-3 地域生活交通の確保	通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数については、「小さな拠点づくり」の機能・サービス集約化に向けた実践活動と運動して取り組むなど、広がりがつつある。 事業者が運行するバス路線においては、補助事業による支援が路線の維持確保に繋がっている。市町村が運行する路線は、利用者の減少傾向が続く赤字の路線数や赤字額が年々増加して市町村の財政負担が増えているため、路線の収支改善が図られた場合に交付金を上乗せする制度の導入や実証事業により、生活交通の再構築に向けた取組みを促している。 一畑電車の利用者数は、定期、定期外利用ともに前年度に比べ伸びている。また車両の更新など老朽化施設の整備により安全性・利便性の向上が図られ、安定した運行に繋がっている。 隠岐航路については、平成29年度から特定有人国境離島地域交付金により運賃（住民及び準住民の利用）が引き下げられた結果、利用が増加している。 来居港の岸壁及びターミナル等の整備が完了し、離島航路の施設整備は完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> 島根県生活交通確保対策協議会や市町村が設置する地域公共交通会議の場において、地域住民のニーズを踏まえた利用促進策や地域の実情に合わせた生活交通の再構築などの検討を行う。また、「小さな拠点づくり」における生活交通の確保について、各地域の取組事例集を作成し、これを利用して各地域における住民の検討を支援していく。 県、出雲市、松江市、一畑電車が連携して、一畑電車沿線地域公共交通網形成計画の各事業を積極的に進め、平成32年度までの一畑電車支援計画を着実に実施することで一畑電車の利便性の向上や安全性の確保が図られるよう取り組んでいく。 隠岐汽船、関係部局と連携して隠岐航路の利用者の増加に向け取り組んでいく。また、隠岐汽船におけるサービス改善の取組みが継続されるよう、指定管理者評価委員会における検証などを通じ、引き続き同社に働き掛けていく。 西郷港においては、フェリー棧橋の老朽化が進んでおり、現在修繕工事を実施し、早期完成を目指している。 また、別府港では、フェリー用防舷材の老朽化が進んだため、本年度に取り換え工事を実施する。 このほか、高速船用の乗降用タラップ等についても、老朽化が進んでおり、利用者の安全安心を確保するため、本年度から調査・修繕等を行っていく。 	交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数（累計）	エリア	36	33	70	地域振興部
				一畑電車の年間利用者数	万人	140	143.8	140		
				隠岐航路の年間利用者数	万人	44.5	43.0	45.2 (45.0)		
				離島航路の岸壁整備率	%	100	100	100		
II-5-4 地域情報化の推進	県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> インターネット利用率は、大都市圏を中心に高く、島根県は全国平均を7～8ポイント下回る状況が続いている。 公共データの検索やダウンロードのできるカタログサイトを再構築し、県の保有するデータのオープンデータ化を進めたが、データの利活用の促進に向けては、データ数のさらなる増加が必要である。 携帯電話不感地域の解消については、平成29年度に66世帯が解消し、平成30年度には新たに65世帯が解消する予定である。 電子申請サービスの利用率（9.8%）は年々上昇しているものの、さらなる利用促進が必要である。 電子調達システムの利用率は、物品・役務は低調であるものの、工事・業務は100%を達成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 官民でのデータの利活用促進のため、平成32年度末までに都道府県官民データ活用推進計画の策定に向けて、本年度からオープンデータの利活用を見据えたデータ数の増加を図っていくなど、計画的に作業を進めていく。 県民が、生活の利便性の向上や日常生活機能の維持・確保にインターネットを十分に役立てていけるよう、利用率の低い高齢者層にも利用しやすい環境づくりや島根あいてい達者知事表彰を通して、ICT利活用の機運の醸成や情報リテラシーの向上を図りながら、更にどのような働きかけが効果的か検討を進めていく。 携帯電話不感地域の解消を図るため、県、市町村、携帯電話事業者とで不感地域のきめ細かい情報（人口、世帯数、携帯電話利用者数、光ファイバー網の状況、防災など）を把握・共有し、引き続き携帯電話事業者に対して事業参画を強く働きかけていく。 電子申請サービスの利用促進を図るため、国等と連携して申請様式の簡素化や添付書類の省略、本人確認方法の見直しによる手続きの簡素化等を進めていく。また、イベント等の申込みについても電子申請サービスの利用を図る。 電子調達システムで実施する電子入札の実施率向上のため、庁内における所属への個別指導を進めるとともに、入札参加資格者への登録の働きかけを行う。また、新しいOS等に対応（適合）するよう改善・改修を行う。 医療、福祉・生活、教育、産業分野の地域情報化の取組み項目については、ICT推進会議などで全庁的に取組状況等を共有し、担当部局において取組みを進めていく。 	インターネット利用率（個人）	%	79.5	72.9	83.0	地域振興部

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅱ-5-5 農山漁村の多面的機能の維持・発揮	農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもある農山漁村において、農林水産業や地域活動等を推進することで、国土の保全、水源かん養、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的機能の維持・発揮を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払については、高齢化や後継者不足などの理由で22の活動組織が取組みをやめたことなどによって、県全体の取組面積が247ha減少した。 集落営農組織の法人化は概ね目標に向かって進んでおり、地域を守るしくみづくりにつながっている。また、複数の集落営農組織等が連携する広域連携組織も平成29年度には新たに2つの組織が設立された。 中山間地域等直接支払については、高齢化等によって協定の継続が困難となった集落が増えたことで、協定面積が減少していたが、平成28年度から市町村との連携で集落間の統合や連携調整を担う人員を配置したことで、2年連続増加となった。 地域ぐるみでの野生鳥獣被害対策の取組みは増えてきたが、全体の被害低減には、まだつながっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業、農村の持つ多面的機能の維持発揮を図るとともに、規模拡大を図る担い手の労力軽減に資するため、活動組織の広域化を通じた事務負担の軽減などにより取組維持を目指すとともに、市町村や関係機関との連携強化を図りつつ、周辺のまだ取り組んでいない農地や中山間地域等直接支払交付金の取組みしか行っていない農地などへの取組拡大を図る。 中山間地域等直接支払の対象集落等へのアンケート調査や、その後のヒアリングなどを実施し、組織化、法人化、広域連携化についての地域の意向を確認した上で、対象地域のリストアップや積極的な働きかけを行う。 経営面積が小さくても経営の多角化等によって経営が成り立つ集落営農法人を育成しながら、単独の組織では難しい取組みを広域連携組織化によって取り組むことで、所得を確保できる仕組みづくりを進める。一方で、集落の内外から新たな人材を確保し、後継者の育成を推進する。 周辺集落との連携や協定の統合などによる広域化を進めるため、集落間の調整役を担う人材の配置を市町村と連携して推進する。 農林作物の鳥獣被害軽減に向け、市町村や農業団体と連携し、地域の営農組織等への働きかけを強化する一方で、新規狩猟免許取得者及び有害捕獲の担い手確保に取り組む。 藻場の保全、漂着物等の処理、国境監視などの活動によって、水産業・漁村の多面的機能を維持発揮していくには継続的な取組みが必要であり、引き続き、市町村等と連携して活動を支援する。 	多面的機能支払取組面積	ha	23,000	22,434	23,800	農林水産部
					中山間地域等直接支払い制度協定面積	ha	13,300	12,928	13,300	
					集落営農法人数	法人	248	235	286	
					地域ぐるみの鳥獣対策取組み数（累計）	箇所	34	36	41	
Ⅱ-5-6 居住環境づくり	適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、下水道等の汚水処理施設や良質な住宅、農山村の生活環境など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画手続き（計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直しによる改訂）は、関係機関との調整に時間を要し、7区域で平成28年度から平成29年度にずれ込んだが、残りの9区域は、都市計画区域の見直しの検討も含め、調整を進めている。 県立都市公園の利用者数は、石見海浜公園のシロイルカプールの改修による影響のため、一時的に利用者減となったが、他の都市公園の利用者数は平成28年度に比べ増加した。 下水道などの汚水処理施設整備は目標に沿って進んでいるが、整備率の低い地区がある。 県営住宅については、老朽化が著しくバリアフリー化されていないなど居住水準が大きく劣る住宅（昭和40年～50年代前半に建設されたもの）の建て替えを進めているが、建設用地の止水対策などに時間を要したこともあり、当初の目標に遅れが出ている。 	<ul style="list-style-type: none"> コンパクトなまちづくりは、長期的な視点に立って、地域の将来ビジョンなどについても情報収集し、県民との対話による合意形成を図るとともに、基礎自治体である市町と連携して取り組む。 県立都市公園は、利用者のニーズを踏まえ、長寿命化計画に基づき、優先順位を設定し、適切な維持管理及び改善を行う。 地籍調査事業の予算を確保するため、中国ブロック各県などと連携しながら国に対して継続的に要望していく。 下水道などの汚水処理施設の整備促進に不可欠な国予算を確保するため、様々な機会に国に要望していく。 市町村の公共下水道整備を支援するため、汚水処理施設の整備手法の見直しやコスト縮減効果のある新技術導入及び、各省庁の支援制度の積極的な活用を働きかける。 次期生活排水処理ビジョン（第5次構想）の策定及びそれに併せた支援策を検討する。 県営住宅の建て替えや改善工事に必要な予算を確保するため、国へ要望するとともに、庁内各部局や市町村と連携し、事業用地の確保に努める。 県営水道用供給施設の老朽化対策などは、施設管理基本計画を策定し、施設の長寿命化を図りつつ、必要な修繕改良を行い、安定的な給水を継続していく。 	都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の見直し	区域	19	10	19	土木部
					汚水処理人口普及率（全県）	%	79.4	79.3	81.0	
					東部地区	%	92.6	91.9	94.0	
					西部地区	%	48.3	49.1	50.0	
					隠岐地区	%	73.8	72.9	78.0	
					老朽化した県営住宅の建て替え戸数（4年間の累計）	戸	120	47	160	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の魅力化」の取組みなどにより、県外出身の生徒が増加し、県内の生徒との間で多様な価値観の共有、生徒同士の切磋琢磨、コミュニケーション力の向上などが見られ、学校の活性化につながっている。 県外入学生の多様な価値観に触れることにより、県内中学生にとっては地域の魅力の再発見、地域への肯定感や地元愛の深まりをもたらしており、一部の魅力化校において、地元町内からの出願が増加したり、県内他地域からの出願が増加するなど、県内にも各高校の魅力化が認識されてきている。 高校で地域課題解決型学習に取り組み、成果を上げてきたが、更なる学習深度の追求や各教科での探究的な学習の実施などに全校体制で取り組むという点でまだ不十分である。 学校・家庭・地域の力を結集して子育て支援を行う「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の取組みにより、各事業をつなぐ協議の場や仕組みづくりが進み始めた地域も生まれている。 「ふるさと教育」に関わる地域住民の固定化や高齢化が見られる。 基本的な生活習慣である「朝食を毎日とる」児童の割合は、横ばいである。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域・離島の県立高校と意欲ある市町村が一体となって実施する高校魅力化の取組みを引き続き支援するとともに、高校魅力化と一体的・系統的に小中学校から高校・特別支援学校までを貫いて「教育の魅力化」に取り組む市町村を支援する。 県外生徒の受け入れは、地域や、県内生徒・県外生徒双方に良い効果を与えており、県外からの積極的な生徒の受け入れを継続していく。 地域課題解決型学習の更なる深化や各教科での探究的な学習を進めるためICT環境を整備するとともに、校内体制及び地域との連携体制を一層整備していく。 「結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業」において、学校支援や放課後支援など各事業の効果が更に発揮されるよう、市町村に対して働きかける。 地域住民が当事者意識を更に高め、公民館などを中心として実施する「ふるさと教育」を更に推進する。 中学校と高等学校向けの「食の学習ノート」の活用例などを示し、教職員に、家庭と連携した食育の必要性・重要性を周知する。 	ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合（年間）	%	100	100	100	教育庁
					朝食を毎日とる児童の割合（年間）	%	98.0	96.6	100	
					県立高校への県外からの入学者数	人	174	184	200	
Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興	幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身に付け、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の「学力観」の認識は共有されているが、授業改善を推進している学校における学習意欲を高める取組みを全県へ普及させる点ではまだ不十分である。 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す生徒の割合は、前年度よりは下がっている。学校と地域が連携し、地域課題の解決に向けた学習などを推進していく必要がある。 読書習慣の定着に向けた取組みを進めているが、平日に30分以上読書をする児童生徒の割合は、全国と比べて低い。 不登校・問題行動の対応や児童生徒への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談実績が増え、きめ細かな支援が進みつつある。 特別な支援を必要とする子どもたちへの特別支援学校のセンター的機能活用による支援など、発達段階に応じたきめ細かな取組みにより、子どもたちの豊かな心が育ちつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領にある新たな学力観の育成に向けた「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善をさらに進めていくため、ICT機器の有効活用や、教員の多忙・多忙感の解消などに向け取り組んでいく。 高校での地域課題を解決する学習成果を校内から地域へ広げ、地域や地元小・中学校との連携により社会に能動的に関わる態度や貢献する心を育む。 幼児教育センターにおいて、訪問研修の実施や県内外の優れた知見を紹介するなどして幼児教育の充実を図る。 児童生徒の豊かな心を育むため、学校での読書活動の充実を図るとともに、島根が目指す学力を育成するための効果的な教育の方法論としての学校図書館活用教育を学校司書や司書教諭の授業支援の充実などを図りながら推進する。また、未就学児の読書習慣の定着を支援するため、未就学児に対する絵本の読み聞かせなどの効用について、より理解を深めてもらうための広報の実施や親同士が語り合える場の設定などを働きかける。 不登校（傾向）の児童生徒の早期対応や未然防止のために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員などとの情報共有を図り、学校全体で不登校の問題に取り組んでいく。 特別支援教育を充実させるため、特別支援学校にICT機器を整備し、また、支援専任教員の各教育事務所への配置や特別支援学校のセンター的機能の拡充に取り組む。更に、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築するためのツールである「個別的教育支援計画」の作成を進める。 各学校が作成した「体力向上推進計画」により、体力向上に向けた工夫改善を図る。また、指導主事による学校訪問を通じて、学校の状況に応じた授業の改善を図る。 	小学校6年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合	%	65.0	61.2	70.0	教育庁
					平日に家や図書館で30分以上読書をする児童の割合（小学校6年生）	%	39.0	31.2	45.0	
					平日に家や図書館で30分以上読書をする生徒の割合（中学校3年生）	%	33.0	28.5	35.0	
					地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す生徒の割合（中学校3年生）	%	61.0	63.7	65.0	
					子どもの体力値（S61年を100とした場合）	ポイント	96.5	94.5	97.5	
					不登校児童生徒の割合（年間）	%以下	1.27	1.69	1.21	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進	学校・家庭・地域・関係団体と連携し、青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するような環境整備を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成島根県民会議の提唱する「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」推進者登録数は順調に増加しており、県民の意識向上が図られつつある。しかしながら、地域間での取組みに温度差が見られ、この運動を県全体で広げるためには、引き続き市町村民会議などの関係機関、団体に働きかけながら、各地域での県民理解と参画を推進していく必要がある。 ・刑法犯少年の再非行率については、目標に達していないが、前年比0.2%減となり、年々改善している。 ・引き続き問題を抱える少年の社会参加活動、子ども・若者総合相談センターによる立ち直り支援、非行防止教室の開催、関係機関・団体との協働活動を強化していく必要があるとともに、非行少年に対しては継続した面接の実施、地域を巻き込んだ立ち直り支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民総ぐるみで青少年育成に取り組んでいく気運を醸成するため、広報啓発を進めるとともに、青少年育成島根県民会議の取組み（県民運動の推進、市町村民会議との連携強化、会員の拡充等）の強化を図る。 ・既存の子ども・若者総合相談センターを中核とする圏域ネットワークの充実と周知を図るとともに、連絡会議や研修会を行い、担当者の意識改革や、支援関係者のレベルの底上げを図ることで複雑多様化する現状に対応できる人材を育成していく。 ・自立に向けた支援の場を拡充するため、市町村が行う居場所事業や就労体験事業に対して引き続き財政支援を行う。 ・困難を有する子ども若者の支援には、協力事業者の拡充など様々な対応が必要であることから、それに向けた支援を引き続き行う。 ・平成30年度から松江、出雲、浜田、益田の各市に「再非行防止事業」を業務委託し、非行少年に焦点を絞った立ち直り支援を行っており、非行少年の再非行を防止する取組みを推進していく。 ・継続して非行防止教室などの実施による少年の規範意識の向上に取り組むとともに、保護者への啓発を図る。非行を繰り返す少年に対しては、臨床心理士等の有識者からの助言を受けるなど少年の個別の心理などに一層配慮した補導を行うなど質の高い対応を図るとともに少年警察ボランティアなどと連携した立ち直り支援を実施する。 	「しまニッコ！（スマイル声かけ）運動」推進者登録数（累計）	人	1,100 (600)	1,941	2,300 (1,000)	健康福祉部
刑法犯少年の再非行率（暦年）	%以下	29.1	30.4	26.5						
Ⅲ-1-4 高等教育の充実	自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するとともに、県内大学や高等専門学校と連携し、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者確保については、高校訪問を強化するとともに、オープンキャンパス等により大学の魅力・特徴の周知に努めた結果、一般入試の志願倍率は3キャンパスとも前年度比増となった。 ・入学者に占める県内出身者割合は、出雲・松江キャンパスで目標を達成したが、浜田キャンパスでは目標値とは隔たりがある。 ・県内就職では、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」において県内の高等教育機関で県内企業へのインターンシップの強化に取り組んでいるものの、県内就職率は目標値とは隔たりがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田キャンパスは、県内高校生の進学先として魅力ある大学となるように、地域系及び国際系の学部学科への再編を検討する。 ・県内定着に繋がる離島・中山間地域や、専門高校からの入学者確保や、県内枠の拡充といった入試制度改革を検討する。 ・県内高等教育機関（島大・高専）との共同による「しまね協働教育パートナーシップ（COC+）」において、キャリア支援の充実や県内企業の魅力を知る機会となるインターンシップの取組みを、関係団体・企業と連携を図りながら一層拡充・強化していく。 ・新たに、しまね地域共創研究センター（仮称）を設置し、地域が抱える諸課題を解決するための研究を充実させ、地域への貢献を進める。 	一般入試の志願倍率の順位 県立大学 人文・社会系（浜田、松江）	%以内	15.0	32.4	15.0	総務部
一般入試の志願倍率の順位 県立大学 薬・看護系（出雲）	%以内	10.0	39.1	10.0						
一般入試の志願倍率の順位 短期大学部（松江）	%以内	50.0	7.1	50.0						
入学者に占める県内出身者比率 県立大学 人文・社会系（浜田）	%	40.0	24.3	40.0						
入学者に占める県内出身者比率 県立大学 人文・社会系（松江）	%	—	—	55.0						
入学者に占める県内出身者比率 県立大学 薬・看護系（出雲）	%	60.0	61.5	60.0						
入学者に占める県内出身者比率 短期大学部（松江）	%	70.0	72.1	70.0						
県内高等教育機関卒業生の県内就職率	%	40.1	35.5	45.1						
県内高等教育機関から県内企業へのインターンシップ参加者数	人	408	478	473						
県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	人	5,800	5,384	6,000						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。 多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育研修センターが実施する研修は、市町村社会教育委員、公民館等職員、市町村社会教育担当者などの対象者別に実施しており、アンケート結果における満足度も向上している。 青少年社会教育施設（青少年の家、少年自然の家）の年間利用者総数が増加し、青少年の心身の健全な育成が図られた。 県立図書館については、情報システムの更新によりレファレンス機能の強化を行っており、今後、サービスの認知度向上を図る必要がある。 NPO法人の認証数は微減となったが、県内3カ所で実施したソーシャルデザインスクールの参加者が、地域活動解決のためのNPO立ち上げに向けた活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育研修センターにおいては、公民館などの職員を対象とした研修について、職員に求められる能力が十分に身につくように研修の更なる充実を図る。 県立図書館では、県内公共図書館職員などを対象とした研修を更に充実するとともに、各種情報システムを有効活用し、レファレンス機能の一層の強化と認知度向上を図る。 しまね県民活動支援センターと連携して、きめ細やかな支援を段階的に行い地域活性化の主体となるNPOを創出するとともに、既存NPOが自主的、主体的な活動を実施できるよう、助成金などの情報提供や研修等への参加を各団体へ働きかけるとともに、法人運営上の課題に対応するため、専門相談員による相談事業を行うなど、解散法人数が減少するよう取り組んでいく。 県民のボランティア参加率が向上するよう、県内のNPO法人、しまね県民活動支援センター、島根県社会福祉協議会などと連携し、県民に対するボランティア情報の提供を充実させていく。 	社会教育関係者の年間養成・育成（延べ研修参加者）人数	人	2,100	2,146	2,300	教育庁
					県立図書館のレファレンス年間受付件数	件	11,250	10,186	11,500	
					NPO法人の認証数（累計）	法人	284	281	290	
					ボランティア活動に参加している人の割合	%	28.3	23.3	30.0	
Ⅲ-2-2 スポーツの振興	県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 全国レベルで活躍する選手の育成や競技力向上を図るために指定された重点校などの強化指定校を中心に強化を行い、中・高校生の全国大会での入賞数60は、過去10年間で2番目に多かった。 「しまね広域スポーツセンター」による総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などを行うことで、障がいのある方も含め、多くの県民がスポーツ活動を実践できる環境は整いつつある。 国民体育大会の競技得点（406点）、総合順位（38位）ともに例年よりも大幅にアップすることができた。入賞種目数も平成28年度の25から31に増加し、各種競技力向上事業の成果が表れた。 高い競技得点をあげる一方で、強化指定競技以外での入賞がほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、重点校などの強化指定校に対する競技力強化を図るとともに、未普及競技については各競技団体の地域と一体となった普及事業や強化策を推進し、幅広い競技での選手の育成に取り組む。 部活動指導者としての外部人材の活用を充実させ、教職員の専門性がなくても指導できる運営体制を構築し、更なる競技力の向上を図る。 生涯スポーツの推進役である「しまね広域スポーツセンター」と連携し、総合型地域スポーツクラブのマネージャーの育成、指導者の派遣や育成、各クラブの運営支援を行う。また、「今後スポーツに取り組んでみたい」という人の割合は増えていることから、ホームページなどを活用した県民への周知を行うことで総合型地域スポーツクラブへの新たな参加者を増やすなど、生涯スポーツの推進に取り組む。 企業などにスポーツに対する理解や関心を高めてもらい、成年選手の職場の受け皿となってもらえるよう働きかけ、成年選手の競技継続を支援する。 ふるさと選手に対する働きかけは、県外の学校等へ進学する際や毎年の国体開催時など、機会を捉えて競技種目に関わらず均一に行っていく。また、国体でのふるさと選手の活躍を広く広報することで選手本人の意識を高めていく。 	スポーツに取り組んでいる人の割合	%	38.0	33.0	40.0	教育庁
					国民体育大会年間入賞種目数	種目	27	31	28	
					全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	種目	54	60	56	
Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県立文化施設の入館者数は、概ね目標どおりの入館者を確保した。美術館を中心に、今後さらに幅広い年齢層や観光客の入館を増やしていく必要がある。 県民文化祭の参加者数は全体としては減少したが、文化芸術次世代育成支援事業、総合美術展、文芸作品公募等の主催事業は昨年並みの参加者数を確保できた。今後、各実施団体との連携により、さらに若年層や共催事業の増加につながる取組みを行う必要がある。 高校生の文化部参加率は概ね30%を維持しており、青少年の文化活動推進の取組みにつながった。生徒数が減少傾向にある中、文化部の維持、活性化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術館では、リニューアルした施設・設備や新たな収蔵品なども活用し、今まで美術館に足を運んだことのない方にも来館いただけるような親子向けの企画や外国人を含めた観光客も意識したサービスなどに積極的に取り組む。 石見美術館では、ファッション等の特色あるコレクションを活用した企画や複合施設の特性を生かしたイベントの開催などにより、首都圏からの集客増にもつなげていく。 県民会館、いわみ芸術劇場は、指定管理者と連携し、館内でのホールイベントやワークショップの充実を図るとともに、公立文化施設・教育施設を活用したアウトリーチ活動（市町村、教育委員会、文化芸術団体などと連携したイベント、ワークショップなど）を積極的に展開し、県民の文化事業への参加を促進する。 県民文化祭については、若年層の参加を増やしていくためのPRを工夫するほか、文化芸術団体との意見交換などを通じ、共催事業を含めてさらに多くの県民が参加できるよう検討する。 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、児童・生徒に多様な文化芸術に触れる機会等を提供し、文化活動への意欲・関心を高めていくとともに、学校の文化部活動においては、部活動指導員及び地域指導者を活用する学校を支援することで文化部活動の活動水準の維持・向上を図る。 	県立文化施設の年間入館者数	千人	1,107	1,056	1,107	環境生活部
					県民文化祭の年間参加者数	人	50,000	35,900	50,000	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-3-1 人権施策の推進	県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育や人権啓発、研修に積極的に取り組んだ結果、差別や人権侵害を受けたことが「ある」人の割合は12.9%（対前年度比1.2ポイント減）であった。人権課題に関する研修への参加機会が増えるほど、人権意識の向上につながっていることから、引き続き、研修等への参加が少ない層を中心に参加を働きかけていく必要がある。 しまね人権フェスティバルは、若年層、家族連れの参加者増に取り組んだ結果、0～20代の参加者の割合が前年度より増えた。今後も魅力ある啓発イベントの開催により、若年層や子育て世代に参加を促す必要がある。 県職員・教職員のハンセン病療養施設訪問研修は、平成26～29年度で547人が参加し、職員の人権意識の向上につながっている。 性的少数者の人権やヘイトスピーチなど新たな人権課題が生じており、今後も継続的な啓発・研修の必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発・教育への参加者を増やすため、公民館など社会教育現場の協力を得ることや、人権啓発に関連する同時開催事業の充実、人権啓発イベントにおいて、これまで参加したことがない方、特に若年層や子育て世代が関心を持つ内容を取り入れた企画の実施などの工夫を進める。 人権啓発イベントの広報について、若年層等に対して効果的に周知できるよう、SNSの活用など広報の手法を工夫する。 人権啓発・教育の方法についても、講義型研修に加え、より人権感覚を高めることが期待できる参加・体験型プログラムの開発を図る。 ハンセン病療養所入所者の高齢化を踏まえ、ハンセン病問題の普及啓発をより一層図るため、島根県藤楓協会と協働した入所者との交流の継続、研修・啓発資料の提供などによる啓発の促進とともに、県職員・教職員の意識を高める現地研修を引き続き実施する。 多様化・複雑化する人権課題に対応するため、「島根県人権施策推進基本方針」を改定する。改定にあたっては、関係機関・団体等の意見を聴取するとともに、平成28年度に実施した「島根県人権問題県民意識調査」の結果を活用する。 	差別や人権侵害を受けたことがある人の割合	%以下	12.5	12.9	10.0	環境生活部
					人権啓発推進センターの年間利用者数	人	4,970 (4,600)	4,581	5,010 (4,700)	
Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	男女共同参画に関する正しい理解を定着させ、男女があらゆる分野で活躍できる環境を整備することにより、県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 固定的性別役割分担意識にとられない人の割合は、前年度から2ポイント上回ったものの目標を下回っており、今後も継続的な広報・啓発活動が必要である。 しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数は、伸び悩んでおり、掘り起こしに努めていく必要がある。 県審議会等での女性の参画率は、1～2ポイント程度のアップを続けているが、上方修正した目標達成に向け、より一層の向上が必要である。 女性活躍の推進に積極的に取り組む「しまね女性の活躍応援企業」（103企業）は目標（75企業）を大きく上回ったが、県民の7割が「女性は働きにくい」との調査結果があり、「しまね働く女性きらめき応援会議」などと連携し、女性が働きやすい職場環境の整備を一層推進していく必要がある。 5市町で女性相談ワンストップ体制が未整備であり、働きかけを強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次島根県男女共同参画計画に基づき、男女共同参画サポーターや市町村との連携を深め、年代、性別、地域性などに応じ、若年層向け、シニア向けなど、きめ細かく効果的な普及啓発、理解促進に取り組んでいく。 地域活動への女性の参画促進のため、男女共同参画サポーターと市町村との連携を強化すると同時に、しまね女性センターと連携してしまね女性ファンドの積極的なPRに努め、新規での活用を促進するなど、女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援する。 職場で女性が十分に能力を発揮できるよう「しまね働く女性きらめき応援会議」において策定したロードマップに基づき、誰もが働き続けやすい職場環境の整備に取り組んでいく。 市町村におけるDV相談窓口・支援体制が充実していくよう、引き続き会議の様々な場面で働きかけるとともに、DV防止のため県民への理解促進に向けた啓発活動、県及び市町村の女性相談担当者に対し、専門研修を実施する。 	固定的性別役割分担意識にとられない人の割合	%	76	73	80	環境生活部
					しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数（4年間の累計）	件	56	44	112	
Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進	国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流ボランティアの登録者数は概ね順調に増加しているが、急増するブラジル人住民に対応するためのポルトガル語の登録者数の更なる確保が必要である。 多言語による相談窓口の拡充や、公共施設等における「やさしい日本語」の普及促進などに取り組んでいるが、増加する外国人住民に対応するため、更に充実していく必要がある。 次世代人材育成のための青年派遣事業においては、SNSの活用や県内大学への周知等により若い世代の参加者増加に改善がみられたものの、一部事業の参加者数は最終的に募集定員に達しないなど、引き続き参加者を増やすための取組みが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や「外国人地域サポーター」との連携を強化し、外国人住民のニーズの把握に努めるとともに、多言語による相談体制を充実するほか、複雑化する外国人住民の課題に関係機関と連携して対応する。 国際交流ボランティア登録者数については、充実が求められているポルトガル語のほか、多国籍化（多言語化）する外国人住民に対応できるよう、登録者増加に向けたしまね国際センターの取組みを支援する。 しまね国際センターのホームページやメールマガジン、フェイスブックなどを活用して外国人住民に対する生活支援情報等を多言語や「やさしい日本語」で発信し、外国人住民が暮らしやすい地域づくりを進める。他の行政窓口等においても「やさしい日本語」が活用されるよう、普及を推進する。 多文化共生の観点からも若者に国際感覚を身につけてもらうことは必要であるため、青年派遣・交流事業のプログラムの魅力が伝わるよう動画やSNSを活用するほか、過去の参加者のネットワークを活用するなど、参加者の増加に努める。 	国際交流ボランティア登録者数	人	680 (610)	682	690 (620)	環境生活部

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-4-1 多様な自然の保全	県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しめるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護ボランティア登録者数は増えておらず、今後もHP等でのPR活動を通じて県民の関心を喚起させる必要がある。 野生動植物については、研究機関、NPO、行政機関等で連携して実施した生育・生息調査の結果を踏まえ、対策に取り組んでいく必要がある。 宍道湖・中海の環境保全については、鳥取県との連携事業を進める中で、住民・団体等による湖岸清掃や藻刈り、大型水鳥を通じた環境学習などの取組みが実施されてきており、今後も活動の輪をさらに広げていく必要がある。 県民協働の森づくり活動の参加者数は、概ね目標に沿って増えている。 緑の少年団活動など参加者数が増えており、次世代を担う子ども達の森づくりに関する意識の醸成が期待できる。 再生の森事業における荒廃森林の再生も計画的に進めているが、整備がまだ必要な状況にある。 「CO2吸収量」の認証制度により、企業等が関わる森林整備活動も増えてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護ボランティア育成研修、自然保護活動への積極的な参加及び広報・PRなどを実施し、ボランティアの担い手育成と人材の掘り起こし・確保を行い、自然保護活動への参加促進と活動の活発化を図る。 野生鳥獣については、自然保護の重要性の普及啓発に努めるとともに、関係部局が連携して、生活環境の保全や生物多様性の確保、保護活動を通じた環境教育や農林水産業への被害対策などを総合的に実施し、保護と適正な管理に取り組む。 宍道湖・中海については、その恵みや賢明利用に対する関心が深まるよう、関係機関や大型水鳥協議会と連携し、普及啓発や人材育成のための取組みを進める。 森づくり活動への県民の積極的な活動参加を進めるため、事業の更なるPRを行うことによって潜在的な森林づくりに関心のある人に参加を促すとともに、しまね森林活動サポートセンターを活用し、参加者の森林保全活動に対する技術的支援を行う。 再生の森事業についても、森林所有者への積極的な働きかけと森林整備にかかる経費支援により、引き続き荒廃森林の再生に努めていく。 CO2吸収に関する森林整備に関心のある企業の情報収集並び制度の一層のPR等により、参画を促す。 松くい虫被害については守るべき松林等の区域を調査し、必要に応じて見直しを検討し、区域毎に対策を実施する。 	自然保護ボランティア登録者数	人	340	327	360	環境生活部
				県民協働の森づくり活動年間参加者数	人	60,800	60,332	62,400		
Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進	自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園、自然歩道の利用者数は微増にとどまっており、引き続きしまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業を地元と連携して推進する必要がある。 隠岐ユネスコ世界ジオパークは来訪者が微増にとどまっており、引き続き地元と一体となった取組みを行う必要がある。 サヒメルは、入館者数を維持しているが、満喫プロジェクトの中核施設として展示内容等の魅力向上を図る必要がある。 ゴビウスは、入館者数が増加したが、館内施設の老朽化が進んでおり、必要な修繕を計画的に進めていく必要がある。 アクアスでは、本館シロイルカプール改修の影響等もあり、入館者数は減少した。引き続き、魅力あるイベントや効果的なPR活動の実施等を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園、自然歩道を安全かつ快適に保つために、優先順位をつけ適切な整備に努めるとともに、市町村との連携を強化する。 しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業は、各種広告媒体を活用した情報発信などの「知ってもらう、興味を持ってもらう対策」、案内看板の整備などの「来てもらうための対策」、体験プログラムの開発などの「楽しんでもらう対策」、遊歩道やトイレなどの整備・維持管理などの「快適に過ごしてもらう対策」を地域と一緒に取り組み、国内外からの来訪者の増加を図る。 隠岐ユネスコ世界ジオパークの活用推進においては、HPでの動画配信、多言語対応の音声ガイドシステム、ジオパーク学習会の開催などの事業を実施する。 サヒメルでは、施設や展示内容などの魅力向上と訪日外国人の利用促進も検討し、インバウンド対応としまねの自然の楽しみ方を一元的に発信するため、施設の機能強化を図る。三瓶小豆原埋没林公園においては、来訪者に三瓶山の成り立ちや埋没林の形成を分かりやすく紹介するガイダンス機能の強化を図る。 ゴビウスでは、施設の長期的な維持保全を念頭に、保全・改修費を含めたコスト低減の見地から修繕を行うとともに、指定管理者と連携して設備更新等に取り組む。また、安定した入館者数を確保するため、引き続き来館者サービスの向上を目指すほか、隣接の宍道湖グリーンパークと連携した企画・広報を行う。 アクアスでは、魅力ある展示の検討・実施、インバウンド対策や中国5県から瀬戸内海沿岸へのPR活動の展開や近畿エリアでの誘致活動の実施により集客力の向上を図るとともに、長寿命化計画に沿った計画的な施設の修繕・改修、備品や医療機器の計画的な更新などについて引き続き取り組む。 ふるさと森林公園、県民の森は通常の維持管理と計画的な施設整備を行うとともに、突発的な修繕等への迅速な対応に努める。 	自然公園等の年間利用者数	万人	1292.2 (978)	1220.8	1292.2 (978)	環境生活部
				自然学習施設の年間入場者数	千人	621	543	621		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-4-3 景観の保全と創造	自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを推進し、もって県民に誇りと愛着のもてる県土の実現に資することを目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定も景観重点地区の指定も目標に沿って進んでいる。 ・魅力的な景観づくりのためには、更なる県民の景観意識の向上や、観光施策などとの連携を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画未策定の市町村に対して、引き続き、市町村ごとの実情を踏まえ、財政的支援も継続しながら、早期の景観計画策定を働きかけていく。 ・平成5年度から実施している「しまね景観賞」は、更なる県民の景観意識向上を図るため、受賞した景観資源をより広くPRするなど広報の手法を見直していく。 ・県内の景観づくりの取組みを県外にも発信するとともに、観光施策や教育施策とも連携を図っていく。 	景観計画策定市町村数（累計）	市町村	9	9	11	土木部
				景観重点地区数（累計）	地区	37	37	41		
Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用	県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県の歴史文化に関するシンポジウムや連続講座、巡回講座、ワークショップ、セミナーなど様々な情報発信を行い、県内外の多くの参加者を集め、その反応も良好で興味関心も高まるなど、文化財や地域の歴史文化に対する県民の意識は向上してきている。 ・国史跡などの新たな文化財の指定・登録や、国・県指定文化財の保存修理への助成により、文化財の保存・継承の取組みも概ね順調に進んできており、魅力ある地域づくりのための文化財の活用も進みつつある。 ・島根県には多くの貴重な文化財があり、今後とも保存修理を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根には出雲の古代文化、世界遺産石見銀山、石見の中世など県内に貴重な歴史文化遺産がある。これらの調査・研究を、市町村や関係機関と連携を深めながらさらに進めるとともに、その研究成果を基に島根の歴史文化の魅力を活かす・継続的に情報発信し、島根の歴史・文化に対する県民の理解を深めていく。特に、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるとともに、日本書紀編纂1300年の節目となる2020年には、奈良県と共同で東京国立博物館において特別展「出雲と大和」を開催することにより、国内外に情報発信していく。 ・今後も市町村や、NPO、公民館などの関係機関と連携を図りながら、島根の歴史・文化、世界遺産や指定文化財などの効果的な活用を進めていく。 ・保存修理が必要な文化財については、国、市町村と連携して計画的に修理などが実施されるよう努めていく。また、人口減少や高齢化などにより、文化財を守っていく人が減少し保存・継承が難しくなっているものについて、必要な取組みを検討していく。 ・県内の優れた文化財のうち未指定のものについて、その価値を調査・研究し新たな指定を目指すことなどにより、島根の歴史・文化の次世代への保存・継承を着実に進めていく。 ・2020年1月から3月に県外で特別展「出雲と大和」を開催するため、展示・保存・管理する文化財が館内に少なくなる。文化財への影響を最小化できるこの時期を捉えて、一定期間休館し、メンテナンスを実施する。 	島根の歴史・文化が豊かで、文化財の保存・継承と活用がされていると思う人の割合	%	69.2	67.4	70.0	教育庁

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
Ⅲ-4-5 環境保全の推進	県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量は、前年度比で減少したが、平成2年（県地球温暖化対策実行計画基準年）と比べ9.1%増加した。特に民生部門は40%を超える大幅増となっており、一層の取組みが必要である。 ・公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率は、85.3%で目標を達成したが、宍道湖・中海では、未達成の地点がある。 ・産業廃棄物再生利用率は、目標を達成したが、さらなる再生利用の向上と維持が必要である。 ・学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数は目標を下回っているが、今年度10校が新たに追加される見込みであり、引き続き実施を呼びかけていく。 ・エコファーマー認定数は、化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減が必要な「つや姫」の作付や環境保全型農業直接支払交付制度に新たに取組む農業者の増加により、目標に沿って増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの「しまね流エコライフ推進事業」により、島根らしい環境にやさしいライフスタイルの実現に向けた取組みを強化する。特に新規・拡充する、①環境にやさしいライフスタイルへの転換、②環境にやさしい地域コミュニティの推進、③省エネ・省資源社会の推進、④情報発信、⑤環境と人にやさしい企業づくりの推進などの取組みを着実に進めていく。 ・循環型社会実現のため、産業廃棄物の排出削減に関する取組みを支援する。また、事業者に対するリサイクルしやすい素材開発などの技術支援や施設整備支援、リサイクル製品の販路開拓支援に取り組む。 ・安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制を確保するため、排出事業者、処理業者などに対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導に引き続き取り組む。 ・湖沼水質保全計画を策定し関係機関と連携して宍道湖・中海への流入負荷の削減を図るとともに、両湖の汚濁メカニズムを解明するため、引き続き調査・研究を行う。また、水草、アオコの発生原因解明調査や発生した場合の回収・処理など適切な対応については、河川管理者である国への要望のほか、国や市などの関係機関と連携して取り組む。 ・単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換については、県関係課とも連携し、設置者である地域住民への働きかけや実施可能な県有施設の改善に取り組んでいく。 ・次世代を担う人材育成のため、学校における3R・適正処理学習支援事業の活用が進むよう、引き続き効果的な情報発信を行っていく。 ・エコファーマー制度やエコロジ―農産物推奨制度のPRを図り、引き続き新規認定や認定更新を推進するとともに、エコファーマーのエコ栽培から有機栽培へのステップアップなど県全体の環境保全型農業の高度化を進める。 	県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量	GJ以下	21.1	18.9	17.9 (20.5)	環境生活部
公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率	%	85.0	85.3	85.0						
産業廃棄物の再生利用率	%	56.4	56.7	56.7						
学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数	校	31	19	50						
エコファーマー認定数（累計）	人	2,391	2,398	2,563						
Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進	県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その導入促進と利活用に取り組まします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・国の政策、県や市町村の地域の実態に応じた取組みなどによって、再生可能エネルギーの導入が図られたが、県内消費電力量が増加したため、県内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合は0.3ポイントの微増となった。 ・県企業局の水力発電所はリニューアル工事が計画通り進捗しており、太陽光発電も順調な運転が行われている。風力発電は故障を防ぐ対策などにより、さらなる発電量の増加を図っている。 ・平成27年度に県内2ヶ所で運転開始された木質バイオマス発電所は、県内各地から供給された燃料によって順調に稼働している。 ・民間事業者が計画する小水力発電などでは、事業可能性調査段階から事業化までに相当の期間を要している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」に沿って、県内に豊富に存在する地域資源を有効に活用し、地域活性化の視点などから、市町村や県民と連携・協働して、再生可能エネルギーの導入を着実に推進する。 ・エネルギー基本計画をはじめとする国のエネルギー政策の動向や市町村の意見などを踏まえながら、県民や事業者への支援など、より効果的な施策とするために事業の見直しを検討する。 ・再生可能エネルギーの理解促進を図るため、効果的な広報などにより県民に対する普及啓発を実施する。 ・県内産燃料チップの安定供給や更なる増産を図るため、木材生産者に対して高性能林業機械の導入や山土場・作業道整備を支援するとともに、チップ生産者に対して、加工施設の規模拡大を支援していく。 	県内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	%	27.5	27.6	30.4	地域振興部

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標					幹事部局
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度		31年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えとともに、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県政世論調査において県の広報に満足している人の割合は5割以上で推移しており、さらに情報発信の強化を図る必要がある。 ・県政世論調査の回答率やWebモニターの登録者数・回答数の増加など、県政への関心度の向上がみられる。リメンバーしまねの団員数は22,504人で前年度より402人増加し、県の認知度の向上につながっている。 ・公文書公開、窓口やホームページによる行政資料の提供、情報公開の仕組みを適切に運用することにより、県民への情報提供を迅速かつ的確に行った。 ・地域活性化を推進するモデル事業により、地域の子どもの地域活動への参加を促す支援事業など、地域課題解決に向けた取組みが県内各地に広がりつつある。 ・協働経験のある県職員数は微増にとどまっている。各所属による協働事業の実施数も横ばい傾向であり、職員の協働に対する理解をさらに高めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域や年代層を意識した広報に引き続き努める。リメンバーしまねでは団員の属性を意識した企画・コンテンツを充実させる。Webモニターの若年層への働きかけを強化する。全庁的連携によるしまねのイメージアップの情報発信強化する。 ・積極的な行政資料の提供が求められていることから、ニーズの高い行政情報は、ホームページへ掲載するよう各機関へ働きかけを行う。 ・地域課題解決に向けた施策立案のため、地域の実情をこれまで以上に把握し支援する。また、優良モデル事業などを広報ツールにより広く紹介し、意識啓発を促すとともに、事業例や効果などを情報発信していく。 ・県職員の県民協働による事業実施効果や必要性に対する理解をさらに促進するため、各所属で協働を進めるリーダーである協働推進員の参加意欲を喚起する内容、時期を設定し研修を実施する。 	県の広報に対する満足度	%	60.0	50.4	60.0	広報部
				協働経験のある県職員数	人	1,005	851	1,262		
施策2 市町村との更なる連携による行政の推進	住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、少子高齢化による人口減少が進む中においても、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。	A	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村行財政】 ・複雑化する行政課題に的確に対応するため、率先して説明会や市町村訪問などを実施し、情報提供・支援を行っているほか、適宜、市町村からの相談にも丁寧に対応している。また、地方財政の充実については、地方の実情を踏まえた措置が講じられるよう、市町村と分析・意見交換を行い、国に要望している。 【特定地域振興法関連】 ・特定地域振興法の制度の維持・拡充、財政措置の強化を国へ働きかけ、市町村の充実した行政サービス提供を支援している。特に、新たな過疎対策については、平成30年度に市町村とともに過疎地域対策研究会を設け、新たな支援策についての提言をまとめるため議論を進めている。 【石見・隠岐地域振興】 ・各市町村や関係団体などとの意見交換等を通じ、石見隠岐地域の課題を把握するとともに、必要に応じ関係部局に伝え、調整を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【市町村行財政】 ・各種行政課題に対し、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ市長会や町村会などとも連携して、情報提供・相談・助言を行っていく。 ・地方交付税の総額確保と市町村の実情を踏まえた交付税算定になるよう、市町村と連携して国へ働きかけを行うとともに、市町村の財政健全化に向けた取組みを支援していく。 【特定地域振興法関連】 ・特定地域振興法の制度の拡充、財政措置の強化について国に働きかけを行っていく。 ・特定地域の振興に向けた国の制度などの活用について情報収集を行うとともに、市町村への情報提供や相談対応により効果的な事業実施ができるよう支援していく。 【石見・隠岐地域振興】 ・各市町村長との意見交換会をより充実するなど、市町村との関係を一層密にするとともに、地方機関とも連携しながら、引き続き石見隠岐地域の現状や課題をよりの確に把握していく。 	対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないように国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。		-		地域振興部	
施策3 財政健全化に向けた改革の推進	中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。 行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・収支均衡は達成したものの、県財政は、県税などの自主財源に乏しく一般財源の減少が続いている。 ・県債残高は他の都道府県と比べると依然として高い水準にあり、県債の元利償還金である公債費が一般財源の4分の1を占めていることなどから、政策的な経費の予算額の維持が難しくなってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業見直しや行政の効率化・合理化を徹底し、予算全体について、優先順位の高い分野への重点化を行うとともに、個々の事業について、より効果的・効率的な手法への見直しを進めることにより、予算の質の向上が図られるよう努める。 ・地方創生・人口減少対策の取組みを通じた地域経済の活性化による税收の確保、課税自主権の活用などにより、自主財源の拡充に努める。 ・地方一般財源及び地方交付税の総額確保、地域間の税源の偏在是正を国に対して積極的に働きかけていく。 ・決算剰余金等を活用した基金の積み増しや県債の計画的な繰上償還を行い、基金の確保と県債残高の縮減による財政基盤の強化に努める。 	財政調整基金の残高	億円		160	176 [H34末目標 200]	総務部
				通常県債の残高	億円		5,947	5,730 [H34末目標 5,400]		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		今後の取組みの方向性	成果参考指標				幹事部局	
		判断	判断理由		成果参考指標名	単位	29年度			31年度
							目標値	実績値		目標値
施策4 迅速に活動できる組織の運営	時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制に見直すことができたが、災害発生時の初動対応や、全庁を挙げた部局横断的な取組みについては、なお改善の余地がある。 職員の育成については、多様化する社会情勢に対応していくための研修内容の見直しや、「いきいきと働きやすい職場づくり」の取組みなどを通じて、職員が研修に参加しやすい職場づくりを進めることができた。一方で、「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢については、十分に定着しているとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な組織体制となるよう、適宜、見直す。 自治研修所研修について、社会情勢の把握やアンケート調査などを通じ、更なる効率的・効果的な研修の企画・実施を図る。 求められる人材、職員像、育成方法などについて、現状分析、議論を行い、若手職員の育成・資質向上を中心に、効果的な取組みを着実に継続的に実施する。 女性活躍推進や障害者差別解消などの社会情勢への対応について、他自治体の動向も注視しながら、効果的な取組みを実施する。 人材育成の重要なツールである人事評価制度について、地方公務員法の改正の趣旨に沿った見直しのほか、今後の人材育成に向けて人事評価制度をどう活用していくのか検討し、見直しに反映する。 	組織体制については、必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な体制となるよう、適宜、見直します。		—		総務部	
				職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。		—				
施策5 政策推進システムの充実	島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、政策や施策の成果の検証・評価と、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 「島根総合発展計画」の進行管理として施策と事務事業のすべてについて行政評価を行い、成果・課題・今後の方向性を検証し、その結果を県民へ公表した。さらに効果的な課題分析ができるようにするため、職員のスキルアップを図り、成果重視の効率的で質の高い行政の実現に繋げていく必要がある。 若手県職員からの政策提案を事業（予算）へ反映し、参加者全員から政策形成能力が向上したとの回答が得られた。 国へ重点要望した77項目のうち、66項目について一定の措置があり、施策の推進に貢献した。 各種統計調査結果の作成・公表や、しまね統計情報データベースを通じた情報提供により、多数の閲覧、利用に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価について、評価作業をさらに適正・円滑に行えるよう、職員研修の内容をより課題分析により重点を置いたものに見直すなど、職員のスキルアップを図っていく。また、評価作業や予算反映にあたっての問題点など的確に把握し、必要に応じた評価制度の見直しや、予算との連携の強化を図っていく。 若手県職員による政策提案に向けた環境の整備を引き続き行っていく。 国の動きなどを踏まえ、当県が抱える課題の中から提案・要望すべき項目を的確に整理し、提案・要望活動を今後も粘り強く行っていく。 各種統計調査の意義・役割について効果的な広報・説明を行い、ホームページなどでの公表に当たっては、利用者に分かりやすく利用しやすい環境となるよう、引き続き点検し、取り組んでいく。 	島根総合発展計画、島根県総合戦略の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。		—		政策企画局	